

国立市基本構想検討委員会報告書 (第 5 期基本構想の策定にあたって)

国立市基本構想検討委員会

平成 2 7 年 3 月

目次

はじめに	1
. 第四期基本構想の評価と課題	2
1 . これまでの基本構想の評価	2
(1) 第一期基本構想について	2
(2) 第二期基本構想について	2
(3) 第三期基本構想について	3
2 . 第四期基本構想の目指したもの	3
3 . 第四期基本構想の評価と課題	4
(1) 時代背景の予測についての評価と課題	4
(2) 第四期基本構想が目指したものについての評価と課題	5
(3) 行政評価の導入についての評価と課題	7
(4) 構想における将来像についての評価と課題	8
. 社会経済情勢の把握と未来予測	10
1 . 主な社会情勢の変化と今後について	10
(1) 人口	10
(2) 都市インフラ	10
(3) 防災・防犯	11
(4) 地域コミュニティ	11
(5) 自治体経営	12
2 . 国立市内の主な変化と今後について	13
(1) 道路・交通等	13
(2) 公共施設	14
(3) 教育	14
(4) 福祉・人権	15
(5) 子ども・青少年	16
(6) 自然・環境	17
(7) 住宅	17
(8) 南部地域	18
3 . 現在の国立市のポジションについて	19
(1) 人口	19
(2) 土地利用等	22
(3) 行財政	25
(4) 産業構造	29
(5) まとめ	31

．第5期基本構想のあり方について	33
1．第5期基本構想における課題整理	33
2．基本構想の各構成要素に関する検討	34
(1) まちづくりの理念	34
(2) 市民像・都市像	34
(3) まちづくりの目標	35
(4) 市民と行政の連携・協働によるまちづくりの推進	35
(5) 将来人口	36
(6) 土地利用	36
(7) 計画期間	37
(8) 基本施策の体系	37
(9) 重点施策	38
3．留意すべき事項	40
(1) 「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」について	40
4．第5期基本構想の目次構成案	42
おわりに	43
《参考資料》	44
国立市基本構想検討委員会 会議日程	44
国立市基本構想検討委員会 委員名簿	45

はじめに

平成 18 年度に策定されて以来、市政運営の基本的指針としての役割を果たしてきた第四期基本構想は、平成 27 年度をもって構想期間が満了することとなります。

この期間中、少子高齢化は更なる進展を見せ、ついに超高齢社会が到来しました。国全体でも人口減少への対策が喫緊の課題となっている状況です。経済面に目を向ければ、「失われた 20 年」と呼ばれる不況がありました。ようやく不況の出口が見え始めたところですが、予断を許さない段階であるといえます。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、市民の意識は大きく変容し、今まで以上に安全・安心に関する意識が高まる等、市政を取り巻く環境は激しく変化してきています。

このような状況の中、将来にわたって国立市が魅力あるまちであり続けるためには、今まで以上に戦略的にまちづくりを進めていく必要があります。また、今こそ市民が思い描く理想をまとめ、市民と議会・行政が一体となってその実現へ向けたプロセスを示すことが必要です。。

第 5 期基本構想は、平成 28 年度を初年度としますが、平成 29 年は市制施行 50 周年にあたります。この記念すべき年を、国立市が更なる活力を得て、市民がさらに夢をもって暮らせる市となるための飛躍の年としていかなばなりません。そのために、新しい基本構想の策定に向けて、その役割や重要性、行政への期待を十分に認識し、本年 7 月より、副市長を委員長に部長職以上の職員をもって構成する基本構想検討委員会において、9 回にわたり調査・検討を重ねてきました。

本報告書は、この検討結果を集約したものです。

．第四期基本構想の評価と課題

1 ．これまでの基本構想の評価

国立市では、1976(昭和 51)年に第一期基本構想を策定したのち、「人間を大切にする」を基本理念として継承しながら、これまでに四期の基本構想(計画期間はいずれも 10 年)を策定してきました。

この間の基本構想の評価について、それぞれの基本構想策定にあたっての検討委員会報告書の記述などをもとに確認し、現在の視点から再評価を試みました。

(1) 第一期基本構想について

第一期基本構想が策定された当時の時代背景としては、高度成長の最終期にあたり、経済活力が最も旺盛であった反面、影の部分として公害・自然破壊が社会問題となっていたという状況があります。

このような時代背景の中、国立市としてはじめて策定された基本構想は、高い理想の追求を行いつつも、これを可能とする土地利用や社会資本整備、環境の変化に対応する行財政運営、及び計画行政の推進という観点が希薄であった、と評価されています。

具体的には、第一期にて示された理念が当市にとって一種の憲章として果たした役割は大きく、そのことは第一期で「構想の目的」として掲げた「人間を大切にする」が、構想における位置づけを変えながらも、現在に至るまで継承されていることに表れている、との評価がありました。

一方で、土地利用については規定されておらず、社会資本整備や目標人口についても、抑制基調である点や、抽象度が非常に高いものであった点が、行財政運営の指針としては不足であり、計画行政の推進という観点が希薄であったと評価されているところです。

(2) 第二期基本構想について

第二期基本構想が策定された当時の時代背景としては、経済低成長への移行、行政需要の質的变化と量的拡大、財政硬直化による制約という状況がありました。

このような時代背景を踏まえつつ、第二期基本構想は、地方自治体としての自立をめざし、現在及び将来の市民に対し一層の福祉の向上を図ることを目的に、より機能性を有し、かつ、行政の能動性を高めることが必要であるとの認識にて策定され、第一期基本構想の抑制基調から一転して攻めに転じた構想となりました。計画期間中の社会経済情勢の変化を的確に推測したうえで基本構想と基本計画が策定された結果、構想の具体性と実効性の確保に成功した構想であったといえます。

まちづくりの目標として、より具体性があり、市民の人間的な夢を現実にする姿勢を明らかにした「活力ある文化的都市創造をめざして」を掲げましたが、これに

については期間中の施策の推進により、文教都市くにたちの対外的イメージが形成されたと評価されています。

一方、期間中のバブル経済の影響を受け、職員意識や管理体制が弱体化された点は課題であるとされました。都市活力という点においても、相対的に勢いが弱まりつつあると評価され、これに対応できる力強い市政推進へ向けた行政システムを築き上げることが求められているとまとめています。

(3) 第三期基本構想について

第三期基本構想が策定された時代背景としては、少子・高齢社会が進展し、社会全体として成熟社会への転換が求められていた点が挙げられます。そのような中、市政に求められるものも大きな変化を見せており、柔軟な対応が求められていた背景がありました。

これをうけて、第三期基本構想では、おおむね第二期基本構想の形を引き継ぎつつ、その時の社会情勢を踏まえた重点施策を打ち出すなどして、さらなる計画行政の推進を図っています。この重点施策として掲げたものは、短期的に結果が出るものではなく、長期的な対応が必要な高齢社会に向けた高齢者の在り方や環境問題からくるリサイクル型都市づくり、長い年月をかえて築きあげた歴史・伝統を考慮し、時間を要する都市基盤整備となっており、構想期間をかけてしっかり取り組むべきものを挙げていると評価されています。

第三期基本構想の期間は、市内にマンション建設が進むなど人口が大きく伸びた期間でした。同時に南部地域は区画整理が進んだ時期で、地区計画制度の活用による土地利用が期待されるとのまとめがなされています。

2 ．第四期基本構想の目指したもの

第四期基本構想の策定にあたっては、第三期基本構想の構成要素を詳細に検討し、課題や変更すべき点を抽出していく形で、そのあり方を探っていきました。その上で、まちづくりの社会的展望として、「本格的な少子高齢社会」「地方分権・自治体としての自立」「社会資本ストックの更新」「地域の活性化、行政から市民・NPOへ」の4つを挙げ、これらを見据えた中で策定がされていきました。

実際の構想で設定された「将来像」は以下の3点です。

1. 人びとのつながりを大切にし、互いを認めあい、ともに暮らしています
2. 子どもたちが遊び、お年寄りがまちで暮らす風景があります
3. 季節の風を感じ、豊かな文化との関わりがあります

第四期基本構想の策定過程において、特筆すべきは市民参加の拡大です。市民活動やNPOなどが新たな公共の担い手として注目を集めていた時代背景の中で、市民組織

「ぶらっとくにたち」が組織され、約 50 名の市民が知恵を集めて、基本構想の骨子を作成していききました。この取組みこそが、第四期基本構想の目指したものであるといえるでしょう。つまり、市の理想の姿を、市民自らの手で作り上げていく、そういう市民であってほしいという願いが込められた構想であったといえることができます。

また、第四期基本構想の下位計画である基本計画において、行政評価への取組むたい、構想期間後半の第 2 次基本計画では、行政評価と連動した総合基本計画の体系が形作られました。行政評価を核に据えて、市政の運営を行っていくことも、第四期基本構想の目指したもののひとつであるといえます。

以上、整理してきました第四期基本構想の立脚点である時代背景の分析と、基本構想に描かれた 3 つの将来像、構想で目指したものについて、その評価と課題を次章にて検討します。

3 ．第四期基本構想の評価と課題

(1) 時代背景の予測についての評価と課題

まず、第四期基本構想策定にあたって予測された時代背景を、現時点から再度振り返ってみます。

1 点目として、本格的な少子高齢社会の到来が予測されていました。この点については、平成 27 年 1 月 1 日時点において国立市の高齢化率が 21.6% となり、超高齢社会に突入し、今後さらなる少子高齢化の進展が予測されています。言い換えれば、国全体としても、また、国立市においても、有効な対策は打てなかったともいえるでしょう。当時よりも高齢化率は上昇し、懸念されていた社会保障費の拡大などの課題は顕在化している状況です。当時の予測値よりも国全体の高齢化は進展していますが、国立市では、国全体のスピードよりはゆるやかです。しかしながら、平成 52 年（2040 年）には、平成 22 年（2010）年比で高齢者人口・75 歳以上人口の倍増が見込まれており、国立市においても、危機感をもって少子高齢社会への対応をしていかねばならないところまで、状況は切迫しているといえます。

こういった状況の中、元総務大臣の増田寛也氏が座長を務める民間団体「日本創成会議」が、平成 52 年（2040 年）までに全国で 896 の自治体が消滅するとした、衝撃的なレポートを発表しました。通称「増田レポート」と呼ばれるこの発表の影響を受け、平成 26 年 9 月、「まち・ひと・しごと創生本部」が内閣府に設置され、12 月に人口減少対策の戦略を明らかにしました。同時に市町村に対しても、人口減少対策の戦略を策定することが努力義務となったところです。

2 点目として、地方分権が進み、自治体としての自立がより一層求められるようになるとの予測がありました。平成 18 年度までに実施された三位一体の改革により、国立市の財政面では大きなマイナスの影響を受けました。その後、いわゆる地域主権改革により、義務付け・枠づけの見直し、基礎自治体への権限移譲、「国と地方の

協議の場」の法制化など一定の成果はありましたが、当時からある道州制の議論は、今日に至っても、ほとんど進展がない状況です。直近の動きとして、先に触れた「まち・ひと・しごと創生」では、地域の実情に応じた戦略を定めるように求められています。

3点目として、社会資本ストックの更新問題についての言及がされていました。当時のとらえ方としては、新たな資金調達の手法を確保し、それによって社会資本ストックの更新ニーズや新たな市民ニーズに対応していくことが検討されていました。構想期間中、国立市は財政的制約もありながら、公共施設の耐震化をほぼ終了することができました。一方、大規模修繕や施設の更新については、壊れてから補修を行う事後保全での対応が中心となる状況でした。壊れる前に計画的に修繕を行っていく予防保全への転換や、市の施設やインフラ等を総合的に検討する「ストックマネジメント」について組織的な対応が始まったところです。この問題については、国や、他の自治体でも同様の状況がある中で、全国的に取り組みが始まっています。

4点目として、地域の活性化がより一層求められること、市民NPOの活用が求められていることが挙げられました。NPOの振興については、当時は、きめの細かい地域サービスを低コストで供給できる切り札で、積極的に導入をすべきもののように言われていましたが、現時点ではそれほどには進展していない状況です。民主党政権において「新しい公共」とうたわれましたが、結果的にはNPOの体力強化や本質的振興にはつながりませんでした。この背景としては、自立的に事業運営を行うことができるNPOの数が、当時の予測ほどには増えなかったことがあります。当時から資金面、人材面の双方に様々な課題があることが指摘されていましたが、今日においてもその課題はそのまま残っているといえます。同時に、当時NPOの活用で解決が期待された地域資源の活用による新たなサービス供給の仕組みづくりなどの諸課題も、ほぼそのまま今日的課題として残っています。

以上4点について、当時の予測はおおむね妥当なものでしたが、その進展の度合いについては、現在から振り返ると多少ずれがみられるといえるでしょう。次期基本構想の策定にあたっては、これらの予測に加え、富士見台団地の更新問題等、まちを構成する大規模なストックの更新期が来ている現状をよく把握したうえで将来予測を立て、それを上手に活用してまちづくりが進められるように基本構想を策定していくべきであると考えます。

(2) 第四期基本構想が目指したものについての評価と課題

第四期で取組んだ「市民の夢を集め、市民が創りあげる」という手法及びそこに流れる理念については、一定の評価ができるものと考えています。基本構想は、市民が思い描く理想を都市像や市民像という形でまとめ、市民と議会・行政が一体と

なってその実現を目指す性格のものであることを考えると、「市民の夢を集め、市民が創りあげる」ことは、一つの理想像でしょう。第4期は、市民の理想の集大成には成功した構想であったといえます。

一方、多種多様な市民の夢を一つの姿にまとめ上げることは、大変困難なことです。結果的に、第4期基本構想は抽象的、理念的な構想になり、第二期、第三期で目指し、実現してきた実効性・具体性等については欠ける構想となってしまいました。そのため、基本構想を実現に結びつけるための具体的な計画としての基本計画における「目指すまちの姿」が、基本構想とかい離し、施策間のまとまりや総合性を欠くものとなりました。基本構想はあるべきまちの姿とそれを実現するための人口フレームや土地利用、産業構造、基本施策を示すものであり、これを受けて具体的な実現へ向けた取組み、財と人及び方策等を示すものが基本計画、実施計画です。第4期基本構想は、「目指すまちの姿」はありますが、いわば戦略を欠く構想であり、このことが基本計画とのかい離の原因であり、抽象性の高い構想となった根源的要因であると考えています。

こうした基本構想・基本計画のもとでの行政運営は、特に後期においては大きく変化した時代背景や政治背景に柔軟に対応したとも言えます。一例を挙げれば、地域包括ケアの推進に代表される福祉行政、教育分野における特別支援教育の充実や教育の質的向上の取組み、市長室設置にみられる男女平等人権施策の強化、そして何より、長年の課題であった財政健全化には大きな進展が見られました。計画行政という観点が希薄であるという指摘を受けることもありましたが、行政運営自体が停滞することは無かったと言えます。

第5期基本構想の策定にあたって、10年前から指摘されている住民自治の機運の高まりを踏まえれば、市民の意見を集約して基本構想をまとめ上げていくことは必要不可欠です。一方、市民意見の集約のみをよりどころとすると、多種多様な意見をまとめきれずに抽象的あるいは個別的な課題になりすぎ、また行政が果たすべき責任が不明確となって、行政運営の指針になりえない懸念があります。このことから市民意見の集約に加えて、客観的な指標の分析や、行政としての能動的・主体的な意思を加味して策定していくことで、総合基本計画全体として実効性と具体性を確保していくことが必要です。

総合基本計画全体としての実効性と具体性の確保のためには、基本構想で描くべき内容と、基本計画に盛り込むべき内容については、再度整理することが必要であると考えられます。具体的には、基本構想は市民の理想とするまちのあり方を示すもので、年月がたっても大きく変化するものではないという整理のもと、理念部分をわかりやすく記載していくことが肝要です。そのためには、まちづくりの目標を一言に凝縮するなどの方法を検討する必要があるでしょう。加えて、第4期基本構想の反省を踏まえて、構想期間中に目指すべきまちづくり全体に及ぶ具体的なまち

の姿を描き出すように留意しなければならないと考えています。

一方、基本計画は、構想を実現するための行政計画であることから、どう実現していくか、その具体的方策に焦点を当てて、策定していくべきです。その一手法として経営資源の選択と集中、重点施策などを盛り込んでいくことが挙げられます。

職員にとっては、大きな政策の立脚点は基本構想に、施策の展開においては基本計画に立脚して、行政運営ができるように工夫されたものとしていかなばならないと考えています。

(3) 行政評価の導入についての評価と課題

第四期基本構想の第 2 次基本計画の策定においては、第 1 層である基本構想と、実際の行政運営に落とし込まれる段階である第 3 層の実施計画との連動性を高めるため、行政評価と連動した基本計画の体系づくりとそれを核とした行政運営を目指しました。

行政評価制度の導入目的は、従来、市の施策の見直しや改善が部分的なものに留まり仕組化できていなかったことを課題とし、基本計画と実施計画、予算を連動させて重点的に経営資源を投入する効果的・効率的な事業実施に資すること、わかりやすく透明性の高い行政運営を実現すること、職員一人ひとりの意識と行動様式に変革をもたらすことでした。

この間、事務事業評価から施策評価、施策優先度評価へとつながる一連の行政評価システムが構築できたことは評価できると考えています。施策別枠配分予算については、厳しい財政状況下での実効性から後退しましたが、平成 26 年度からはかねてより課題であった外部評価の仕組みも導入しました。

一方、第 2 次基本計画で目指した基本計画と行政評価との連動については、大きな課題を残しました。先述の通り基本計画に記載された個々の施策の「目指すまちの姿」が基本構想とかい離してしまい、施策間の総合性に欠けるものとなっていたことから、施策によっては目標に具体性を欠き、また必ずしも基本構想の方向性と一致しない部分があり、結果として施策評価がしにくい状態となっていました。また、基本計画の「目指すまちの姿」という項目名そのものが、基本構想が「将来像」を示し、基本計画の各施策は、その実現に向けた各分野のあるべき姿を示すという関係を適確に表現できず、運用においても混乱や誤解を招いてしまった面もあると考えています。

ここでの反省を生かし、今後よりよく機能させるためには、基本構想及び基本計画において当初より行政評価を視野に入れたうえで、基本構想の基本施策と行政評価の連動の視点をもって、指標の設定など制度の詳細・運用についても更なる改良が必要です。その際、国立市が現在進めている地方公会計制度改革で得られるデータの活用を図る必要があります。

(4) 構想における将来像についての評価と課題

第四期基本構想で描いた3つの将来像を実現できたかどうかについての評価は、もともとの「将来像」が抽象的なものであったことから、困難を極めます。今から振り返れば、この「将来像」は、構想期間中の目標というよりも、より長期間の目標であるように感じられます。このこと自体も、第四期基本構想の大きな課題でした。つまり、基本構想の「将来像」が目標であると定義するのならば、期間中に実現可能性のある具体的な姿を描き出すべきではなかったかということです。

ただし、それぞれの将来像にうたった施策の状況を簡単に総括すると以下のとおりです。

1. 「人びとのつながりを大切にし、互いを認めあい、ともに暮らしています」

人口はこの10年間で微増しましたが、地域コミュニティの観点からは、自治会加入率は依然として低い状態であることが課題となっています。一方、学校も地域の一員であり、コミュニティの核となるべきといった考え方などは徐々に浸透がみられる状況です。さらに、東日本大震災以降、「絆」を強く意識する市民が増えるなど、地域の支え合いが促進されている状況も出てきています。

また、第四期基本構想策定の約1年前である平成17年4月に行った「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」については、構想期間中に理念の浸透に努め、平成27年度にむけて条例化の検討を進めています。

第四期基本構想の期間中に広まった概念として「ソーシャルインクルージョン」という概念があります。これは、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うことを指す言葉で、平成24年3月に策定した国立市地域福祉計画においても、「ソーシャルインクルージョンに基づく地域づくり」を基本理念として位置づけています。

2. 「子どもたちが遊び、お年寄りがまちで暮らす風景があります」

子ども関連の施策として、教育環境の向上施策がハード・ソフトの両面で進められてきました。具体的には、学校施設の耐震化、学校への冷暖房設備の導入、特別支援学級の整備やインクルーシブ教育の取組み、放課後学習支援教室の開始、城山でのプレーパーク常設化等などが挙げられます。この間、社会問題化した待機児童問題については、保育所の整備等を積極的に進め、平成18年度には1,095人であった定員を平成26年度に1,180人まで増やすなど、対応を図っているところです。

高齢者施策の面では、時代の要請もあり、医療との連携や多職種協働による地域包括ケア・在宅療養の推進が図られています。今後とも、注力する分野をよく見極めつつ、充実を図っていくべき施策であると考えています。

3. 「季節の風を感じ、豊かな文化との関わりがあります」

自然環境の面では、農地の減少をはじめとして、屋敷林の減少など市内の自然的風景は徐々に失われつつあります。この間、都市農業振興策を打ち出すことで、農地の減少は予測を下回り、農業の担い手も総数は減少していますが、39 歳以下の就業者は増えるなどしており、マルシェの開催など、市内の農業を支えようという機運は高まりつつあります。都市の中にある緑については、緑被率が 26 市で低位にあるにもかかわらず、市民の意識上は緑が多いイメージがあります。これは大学通りや谷保天満宮、一橋大学など、緑のロケーションが中心市街地にあるためと考えられます。しかしながら、相続等に由来する生産緑地の宅地化等は進行しており、今後も減少していくことは想像に難くなく、楽観視できる状況にはありません。

生活環境面では、当市も含め全国的な傾向としてごみ減量が進みつつある状況ですが、最終処分場や清掃工場の延命化の課題もあり、循環型社会形成推進のため更なるごみ減量が求められています。

文化面では、もともと市の政策として文化行政への取り組み方針が示されてきませんでした。唯一、くにたち文化・スポーツ振興財団が官民協働のなかで事業を展開してきた歴史があります。同財団によるアートビエンナーレ事業は、アートによるまちづくりを目指して市民をまきこんだ事業展開が始まっています。また、市内にはギャラリーが多く存在し、くにたちギャラリーネットワークの活動など、文化を愛する市民も多いのが国立の特徴です。今後は、その心を大切にしながら、国立市の魅力の部分である文化をどう振興し、裾野を広げていくかを政策として立案する必要があると考えています。

．社会経済情勢の把握と未来予測

1 ．主な社会情勢の変化と今後について

社会経済情勢の変化については、第5期基本構想策定に向けて別途整理した「国立市総合基本計画基礎調査報告書」に詳しく記しました。ここでは、そのまとめを中心に主な内容を記載します。

(1) 人口

これまで、人口減少社会の到来が叫ばれており、実際に国全体の人口は平成22年ごろからすでに減少局面に突入しました。その一方、東京都や国立市においては、人口は微増もしくは横ばいの局面が続いており、全国的な動向とは異なる、やや緩やかに進行している状況といえます。

しかしながら、東京都の総人口の推計からは、市部の人口は平成27年頃から減少局面に移行することが見込まれています。また、年齢別人口をみると、市部においては平成47年には生産年齢人口が60%台を割り込み、約3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会が到来することが予測されます。国立市の推計においても、ほぼ同様な推移をたどるものとなっています。本格的な人口減少・超少子高齢社会の到来は、地域経済社会の安定・成長を大きく損なうとともに、これまで厚い現役世代層に支えられていた社会保障制度の持続可能性の低下を招くなど、極めて多岐にわたる面で我が国全体がかつて直面したことの深い深刻な問題・課題を引き起こすことが想定されます。

このため、国立市においても、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年(2025年)以降も見据えた中で、従来にも増して財源・人材・施設など限りある行政の経営資源を最適に配分し、担税力を期待できる若い世代の定住化や、出生率の向上につながる安心して子育てができる環境整備、高齢者の健康寿命を延伸するための取組等を強化することで、人口構造の変化によるマイナス要因の影響を最小限に食い止める自治体経営を計画的かつ着実に推し進める必要があります。

(2) 都市インフラ

第四期基本構想策定時に予測したとおり、都市インフラを含む公共施設等の老朽化は全国的に大きな問題となってきました。修繕や耐震補強、建て替えなども一部実施されていますが、予算上の制約等からすべての施設について実施はできていないのが現状です。

今後ますます公共施設等の老朽化が進行すると見込まれる中、近い将来、これらの建替えや大規模改修等の更新のために、従来の予算をはるかに上回る多額の費用が必要になると試算されています。一方、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大や税収の減少等により、投資余力の一層の低下が大いに懸念され、今後、既存の

公共施設等の全ての更新需要に応えることは困難であることは明らかです。

このため、国立市においても、財政負担の軽減・平準化と施設等の最適配置を同時に推進しなければなりません。公共施設等の全体の状況を的確かつ継続して把握し、安全・安心な市民生活に及ぼす影響を十二分に勘案しながら、長期的な視点のもと、更新・統廃合・長寿命化等に取り組む公共施設等のマネジメントを総合的かつ計画的に推進していく必要があります。また、狭域高密度であるという市域の特性から、広域連携という視点も必要です。

（３）防災・防犯

第四期基本構想の期間中に、東日本大震災という未曾有の大災害が発生した事などもあり、市民の防災への意識は大きな高まりを見せています。また、平成26年度実施の市民世論調査においても、防災分野・防犯分野は、今後の優先度において高い値であったように、安心・安全ということが行政に求められるようになってきました。特に防犯は、現在の施策の評価度が低いことも考え合わせると、より一層力を入れて推進していかなければならない分野といえます。

防災の点については、切迫性が高まる首都直下地震をはじめ、いつ、どこで起きるのか分からない災害に備え、防災力・減災力を総合的に高めるため、自助・互助・共助・公助を適切に組み合わせながら、地域社会全体で耐震化・不燃化等の予防対策や、災害状況に応じて機動的に対応できる応急体制を構築する必要があります。

防犯面においては、高齢化の進展に伴い、今後、増加すると予測される特殊詐欺などによる高齢者の被害軽減にもつながるよう、警察や事業者、住民など地域社会を構成する多様な主体との密な連携・協力のもと、地域ぐるみで支え合い、守り合う参加型の犯罪予防活動をより一層積極的に推進していく必要があります。

（４）地域コミュニティ

少子高齢化の進展をはじめとする社会経済状況の変化に伴い、今後ますます個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、行政の能力だけでこれらの課題にきめ細かく対応することは、もはや限界にさしかかっています。また、社会問題化する孤独死の背景には、社会的な「孤立化」があり、高齢者の孤立化は先述の孤独死以外にも、生きがいの低下や消費者被害の増加へとつながっています。さらに、この孤立化は、社会全体の人間関係に希薄化を背景に、高齢者のみならず若者など社会全体にも広がりつつある状況です。これら諸問題への対応のため、地域コミュニティが果たす役割は従来にも増して大きくなっています。

一方、国立市の自治会加入率は 35%程度で推移しており、多摩 26 市の中でも低位です。この点が、国立市における地域コミュニティ再構築に向けての課題の一つといえるでしょう。課題解決のために、より多くの若い人材が自治会・町内会等の地域主体のまちづくり活動に参加しやすい環境を整える必要があります。近年では、その一環として、自治会同士の交流促進や情報提供、共通課題の解決へ向けた意見交換等を目的に「自治会連絡会」を開催し、地域コミュニティの振興を図っているところです。また、福祉の側面からは社会福祉協議会を中心として地域福祉とコミュニティケアの充実に取り組んでいます。地域福祉の取組みは「地域で支え合う力を培う」ものです。これは、地域コミュニティを基盤として展開されるものであると同時に、地域コミュニティ自体の活性化にも大きく寄与するものであり、コミュニティ振興の点からも更なる推進が必要であると考えています。

さらに、従来の自治会・町内会に加え、NPOや民間企業など地域で活動する様々な人材資源を発掘し、よりよい地域社会づくりに積極的に活かすための仕組みを強化することが求められています。また、市内に一橋大学、東京女子体育大学という2つの大学が立地していることで、学生が多く住むという特徴を活かし、地域コミュニティへの学生の参加や連携を進めていく必要があります。

(5) 自治体経営

第四期基本構想の期間中は、円安による輸出増に伴う好況、リーマンショックによる急激な景気の落ち込み、東日本大震災に伴う社会的混乱、リフレ政策の影響とされる株価上昇、5%から8%への消費税増税に伴う経済指標の急激な悪化など、景気動向は常に変化してきました。

地方自治体の税収は、地方税法等の税制改正による影響も大きく、景気動向に伴う変動は限定的となる面もありますが、全国的には都市部の富裕団体とされる国立市は、どのような状況にあっても対応できる自治体経営を行っていかなければなりません。また、急速な高齢化の進展に伴う扶助費の増加や公共施設等の老朽化対策のため、より一層の歳出の増加は不可避と考えられ、生産年齢人口の減少と相まって決して楽観視できる状況ではありません。

将来にわたり国立市が健全な自治体経営を堅持していくためには、選択と集中のもと、事業のスクラップアンドビルドなど、さらに徹底した行財政改革に取り組み、新たな財源の捻出や予算の重点化等を積極的に推進することが求められます。

2 ．国立市内の主な変化と今後について

(1) 道路・交通等

第四期基本構想の期間については、ＪＲ中央線連続立体交差化事業の進展を抜きに語ることはできません。事業全体としては平成 10 年度より事業着手されていましたが、平成 25 年度末に、国立駅周辺を含み、三鷹駅付近から立川駅付近までの鉄道高架化が完了しました。これにより国立市においても鉄道により隔てられていた地域が一体となり、まちの活性化が期待されるところです。北側には側道が整備され、高架化による踏切の廃止で、南北の移動が安全かつ活発化するところとなりました。今後はこの流れを市内の回遊性の向上、市民の交流の創出へとつなげていく必要があるでしょう。また、ＪＲ中央線連続立体交差化事業の完了に合わせ、国立駅周辺道路の整備と駅前広場整備が進められています。

開通した主な道路としては、平成 19 年に全線開通した「日野バイパス」が挙げられます。開通に伴い、日野バイパスが国道 20 号線に指定され、従来の甲州街道（国道 20 号線）が都道 256 号線となりました。

また、国立駅の東側の高架下を抜ける都市計画道路 3・4・10 号線について、用地買収等の整備事業が開始されたのも、第四期基本構想の期間中です。3・4・10 号線については、高架下部分の局所改良（拡幅）の道路築造工事が平成 27 年度に予定されている他、南側の延伸部分についても平成 27 年度から実施設計に入る等、本格的に整備される段階にきています。

一方、通称さくら通りについて、歩行者や自転車利用者の安全性の向上を図るため、車線の減線と歩行者・自転車空間の整備を行う工事が平成 25 年度から開始されました。都道 256 号線についても、日野バイパスの全線開通以降交通量の減少がみられることや、歩道が狭く危険な箇所があることから、車線を減線して歩道を広げるよう都へ要請をしているところです。

道路については、南部地域の狭隘道路の拡幅などが交通面はもとより防災面でも課題となっている状況で、今後、整備を進めていく必要があります。また、平成 18 年には通称東八道路と、さくら通り及び日野バイパスをつなぐ都市計画道路 3・3・2 号線及び 3・4・5 号線が東京都施行優先整備路線に指定され、整備が進んでいます。

交通の面では、平成 15 年 3 月より導入した市内の交通不便地域と駅や市役所、福祉会館などをつなぐコミュニティバス「くにっこ」について、平成 18 年度より青柳・泉ルートを設定、路線を拡大しました。この青柳・泉ルートについては平成 25 年度末でいったん休止し、平成 26 年度からは青柳、泉、矢川・東の 3 ルートについて「くにっこミニ」の試行運行もしているところです。コミュニティバスは、特に試行運行している「くにっこミニ」を中心に、事業自体の効果の検証やダイヤ、ルートの見直し、谷保地域への導入検討などをしていくことが求められています。

鉄道路線については、ＪＲ南武線の谷保駅・矢川駅において、バリアフリー工事が実施されました（谷保駅は工事中）。

（２）公共施設

第四期基本構想の期間中に進んだ公共施設の整備として、第一に触れるべきは耐震化です。市内の全公共施設について耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強工事を行ってきました。小中学校の耐震化を先行して実施したのち、庁舎や他の施設についても随時実施し、平成 27 年度予定の東福祉館耐震補強工事をもって全ての施設について市の定める耐震基準を満たすことになります。

耐震補強を進めた一方で、施設の老朽化対策については、壊れたところを補修する事後保全にとどまっているのが現状です。全国的な情勢と同様に国立市でもすべての施設を建て替えることが財政的に困難であると見込まれています。これに対し、平成 24 年度には公共施設マネジメント基本方針をまとめるなどストックマネジメントの取り組みを進めており、平成 26 年度には施設保全計画を策定しました。今後は国の求める公共施設等総合管理計画を策定していく予定です。

施設整備としては、農業振興の中心施設として位置づけられる城山さとのいへの整備工事を平成 26 年度に実施しました。また、小中学校にエアコンを整備し、児童・生徒が学習に集中できる環境づくりを行ったのも、第四期基本構想の期間中です。

今後の施設整備として予定されているもののうち、大きなものとしては、都営矢川北アパートの建替え・住棟の配置変更により生じる土地に、市が施設を建設できるよう東京都に要望し、「（仮称）矢川プラス」という複合型の公共施設整備を検討しているところです。また、学校施設全体の大規模改修、建て替えの検討が大きなウェイトを占めることとなります。特に給食センターについては、施設の老朽化が進んでいることから、建替え等の検討を早期に進める必要がある状況です。

さらに、ＪＲ中央線連続立体交差事業の完了にあわせ国立駅周辺のまちづくりも本格化しており、複合公共施設や高架下市民サービス施設等の整備が予定されています。また、旧国立駅舎については、平成 18 年に解体され、現在は再築を目指して部材を保管しているところです。

（３）教育

文教都市くにたちにとって、「教育」は非常に重要な分野です。第四期基本構想の期間中、教員の指導力向上の取り組みや様々な支援員の配置等を行った結果、児童・生徒の学習環境の整備が進み、学力調査等の結果は都内有数といわれるところまで向上してきています。今後は、平成 26 年度から開始した放課後学習支援教室の充実等により、学習意欲の向上を支え、全体の底上げを図ることにより更なる学力向上を目指すとともに、体力・運動能力の向上についても取り組みをすすめていくことが

必要です。

また、平成 18 年度ごろから全国的に特別支援教育の推進が図られていくなかで、国立市は他の地域に先行してハード面、ソフト面ともに整備を進めていきました。平成 25 年度より国のインクルーシブ教育システム構築モデル事業の指定も受けており、今後も取組みを継続していくことが求められている状況です。

学校教育に求められるものは、社会情勢の変化に伴い、全国的に増加している状況です。また多様化する教育課題への対応も、いじめ対策などを筆頭に急務であるといえるでしょう。

社会教育、生涯学習の面においては、国立市では公民館を中心に他市に先駆けた様々な実践がされてきた歴史があります。直近の特筆すべき取組としては、現代的課題である「引きこもり」に対し社会教育的な視点からアプローチを試みている事例があります。こういった取組や歴史を大切にしながら、公民館や図書館等において社会教育の充実と生涯学習支援を充実していくことが求められています。さらに今後は社会教育や生涯学習の成果を地域や家庭を通じて社会に還元していく流れを生み出していく必要があります。

(4) 福祉・人権

全国的な情勢と同様、国立市においても高齢化は進行しています。平成 18 年度には 17.0% であった高齢化率は、現在 21.6% になり、国立市も超高齢社会に突入しました。高齢化の進行による扶助費の増大に耐えられるよう、財務体質の更なる改善が求められています。

こういった状況の中、国立市として、安心・安全のまちづくり推進のために、在宅療養の推進と地域包括ケアに力を注いできました。全国に先駆けて整えてきた地域包括ケアの態勢は各方面から評価されています。地域福祉についても、ソーシャルインクルージョンの理念の下、社会福祉協議会と連携した取り組みを進めているところです。また、しょうがいしゃ福祉の面においても、平成 17 年 4 月の「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の理念浸透を図ってきており、条例化の検討を進めています。今後、さらなる高齢化の進行など、福祉的ニーズが高まることが見込まれる中、ここまで整備してきた福祉サービスの質的な向上を図っていくことが必要です。

また第四期基本構想の期間は特にその前半が「失われた 20 年」といわれる先の見えない不況のなかであり、これにより所得格差が大きく拡大した状況があります。所得格差の拡大は全国的な傾向であり、社会全体の閉塞感や不安感の増大につながっています。国立市においても生活保護受給者の拡大等、福祉行政の対象者数の増加をもたらしている他、「貧困の連鎖」解消にむけての対応が求められています。すでに実施している生活保護受給者や生活困窮者に対する自立支援、就労支援の取組

みをさらに進めていくことが必要です。

さらに、基礎自治体にとって忘れてはならない課題が「人権」です。平成 26 年度の組織改正により、市長室男女平等・人権・平和担当を新設し、組織的に広く人権課題について対応できる体制を整えました。その中で、オンブズマン制度の構築や社会問題化しているDV対応の課題の洗い出しと適切な支援体制の構築などを進めています。今後も、たゆまずに、着実に、取組を進めていくことが必要な分野です。

(5) 子ども・青少年

少子高齢化が進行するなかにおいて、子育て支援の重要性は今後高まっていくことが見込まれています。

平成 27 年度よりスタートする「子ども・子育て支援新制度」は大きな転換点となります。これは、長年の課題であった幼稚園と保育所の縦割り行政の弊害を排除し、認定こども園・幼稚園・保育所に共通の給付を行うようにするほか、小規模保育等へ給付の創設等により、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実、認定こども園の普及をめざし、待機児童の解消と子育て中のすべての世帯を支援することを目的とした制度です。保育園については、公共施設の項でも触れましたが、構想期間中に公立園の耐震化は完了し、私立園についても市から補助を出すなどして耐震化を完了し、合わせて大規模改修をすることで定員の拡大を図ってきました。また、あおいとり保育園の新設もあり、年々定員の拡大に努めて来ていますが、保育ニーズの高まりに追いついていないのが現状です。今後も、この制度の大きな転換を契機に、市内の幼稚園・保育園に積極的に働きかけて、待機児童の解消を計画的に進めていく必要があります。

また、同制度では学童保育所についても、対象が小学校 6 年生まで引き上げとなることから、既存の学童保育所と「ほうかごキッズ(放課後子ども教室推進事業)」の整理を含め、対策が急務となっています。

そのほか、第四期基本構想の期間中には、子ども総合計画のアクションプランとして位置づけた次世代育成支援対策行動計画に沿って、ファミリーサポートセンター事業やショートステイ事業の開始、病児・病後児保育事業の拡充を行うなど子育て支援に一定の進展がありました。一方、虐待が社会問題となっており、子ども家庭支援センターの人的リソースも虐待対応により不足しつつある状況も、今日発生しています。また、発達しょうがい児及びその家族に対し、地域で切れ目のない支援を行っていくため、平成 25 年度に発達支援室を設置しました。今後、さらなる拡充が求められている分野でもあります。

青少年育成の面では、平成 26 年度からは篤志家からの寄附を基にした「RH グローバル人材育成基金」、従来の青少年海外派遣基金を改正した「青少年育英基金」を活用した事業を開始し、今後も次世代を担う若者の育成が求められているところです。

加えて、社会問題化するひきこもりについても積極的な対応が必要です。

第 5 期基本構想にむけては、子どもの最善の利益を地域で実現するための基盤整備や、子どもの貧困についての対応が求められています。子どもの権利を保障し、すべての子どもたちが将来に希望を持てるよう施策展開していくことが必要です。

(6) 自然・環境

国立市は緑の多いまちであると評価されています。世論調査の結果をみても、住み続けたい理由として「自然環境に恵まれている」が、平成 15 年調査では 41.6%、平成 22 年調査では 29.1%、平成 26 年調査では 33.5% と非常に高い水準で推移しています。しかしながら、平成 18 年には 711,563 m² であった農地（田・畑）の面積が平成 25 年には 609,950 m² に減少していることに見られるように、市内の自然環境の風景は減りつつあるという状況です。

この対応として、城山里山プロジェクトにより、里山の風景を守る取組みが実施されたり、都市農業の振興が図られたりと、対策を講じてきましたが、将来にわたって緑地や農地を保全していくためには、抜本的な取り組みを検討・実施していくことが求められています。

また、生活環境の面では、ごみ減量の取組みに一定の進展がみられました。平成 18 年度には市民一人一日あたりのごみ量は 895.1g であったものが、平成 25 年度では 787.2g と着実に減少してきました。しかしながら、最終処分場の問題などもあり、更なる減量策が求められています。減量の一つの有効な方策としては、多摩地域で多く取り入れられているごみの有料化があり、審議会において議論がなされているところです。

平成 22 年には広く環境分野を対象とした「国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例」が制定され、これをうけて平成 25 年に国立市環境基本計画を策定しました。今後は計画を着実に実行していくことが必要です。

(7) 住宅

住宅については、全国的な不況の影響もあり、第四期基本構想の期間中に大きなマンション建設はありませんでした。一方、ここ数年は経済状況が上向いてきたことにより、新しいマンションの建築が計画されています。もっとも大きなものが、富士見台二丁目の N T T 社宅跡地に開発が進められている総戸数 277 戸のマンションで、市内で 3 番目の規模となる予定です。その他にもマンション開発がすすめられている状況であり、ここ数年は人口の社会増も期待できます。

一方、良好な景観の維持、周辺住民の居住の安定のためには、大規模開発における一定のルール作りが必要となってきます。まちづくり条例の制定は必然であると言えます。

南部地域においては、戸建の開発、分譲が進んでいます。市の人口という面では好影響ですが、農地などが減少している状況に留意する必要があります。

また、富士見台のUR団地と都営矢川北アパートについて、建設から約 50 年が経過し、老朽化が課題となり、都営矢川北アパートについては、都事業で建替え工事が始まっています。国立市においてベルト地帯を形成する富士見台団地と都営矢川北アパートの再生は、この地域のまちづくりの重要な要素であり、市全体へのインパクトも非常に大きいことから、今後も市として主体的に取り組んでいくことが必要です。特に富士見台団地については、近年空き室率が高まっており、URと連携し積極的に若者・子育て世代を呼び込むことで、活気あふれるまちづくりへとつなげていきます。

(8) 南部地域

国立市の南部地域は歴史的に市発祥の地であることはもちろん、今後の国立市を考えるうえでも重要性の高い地域です。そこで、項目を設けて、南部地域の主な変化と今後の展望を記すこととします。

これまでの項目で触れてきた内容を整理すると、まず主な変化としては、平成 19 年の「日野バイパス」全線開通、都道 256 号線（旧甲州街道）の交通量の減少、農地や自然環境の減少、戸建開発の進展が挙げられます。また、今後の展望としては、都市計画道路 3・3・2 号線及び 3・4・5 号線の整備の進展が予想されるほか、都道 256 号線の歩道拡幅(車線減線)や、狭隘道路拡幅の取組、「(仮称) 矢川プラス」の整備、そして農地減少への抜本的対策が求められることを挙げています。

このほか、南部地域に大きな変化をもたらしたものとして、平成 23 年度に清化園跡地整備が完了し、「フレスポ国立南」がオープンしたことが挙げられます。温浴施設・スーパーマーケットとホームセンターを備えたこの施設は、オープンから 3 年が経過した現在においても賑わいを見せており、周辺地域の活性化に大きく寄与したと評価しています。

また、平成 26 年度に事業を完了した城山南地区土地区画整理事業や、平成 27 年度に事業完了予定の下新田土地区画整理事業により、崖線南側の都市基盤整備が進展しました。

さらに、平成 20 年度に制定した企業誘致促進条例に基づき、南部の準工業地域を中心に企業誘致を進めており、ヤクルト本社中央研究所や東京多摩青果など、現在までに 13 件を指定しています。指定企業以外でも基幹道路整備等による交通の便の向上を背景に、南部地域への企業の進出が進んでいる状況がみられます。企業誘致や企業の進出促進は、後述「現在の国立市のポジションについて」にて触れる法人市民税の基盤強化にもつながることから、今後も積極的に進めていくことが望ましいと考えています。

以上のような変化もあり、現在の南部地域は様々な要素が共存する地域といえます。小さな市域に市街地と自然の両面を併せ持つという市の魅力の一翼を担う地域であり、歴史やそれに裏打ちされた文化をもち、都市農業の拠点としての性質を備え、宅地開発の余地がある地域ともいえ、企業立地としても高い魅力があります。

この地域をどうしていくかは、今後の市全体の方向性を決定づけるほどの重要性をはらんでいます。今後の展望として、まず自然・農地等については、市の魅力の源泉でもあり、守り育てていくことが大切です。一度失われてしまうと取り戻すことは困難であることから、早急な対応が求められます。そのためには、農地や用水を自然風景の一環ととらえて残していく方針を持ちつつ、農業の生業化を目指していく施策が必要です。農地等を自然風景ととらえれば、その存在は住環境にとっても付加価値となり、住宅地との共存は可能です。こういった視点の下、南部の具体的な土地利用の在り方と、そこに対する行政の関わりを再度見つめなおすことが、今こそ求められています。

また、準工業地域等は、都市計画道路 3・3・2 号線が開通するとより交通の便がよくなり、今後も物流を中心に企業立地が進むことが想定されますが、近隣の住環境、自然環境と調和するような付加価値の高い企業の立地が進むように政策誘導していくことが必要と考えられます。

このような情勢を受け、市として平成 26 年 8 月に国立市南部地域整備基本計画を策定しました。計画では、国立市都市計画マスタープランにおける南部地域の将来像「恵まれた自然と歴史ある文化遺産を保全しつつ、快適でゆとりのある住環境の形成と生活の利便性の向上に配慮したまちづくり」の実現にむけ、総合的な土地利用の誘導、都市基盤の整備、良好な住環境の整備の 3 つの主要施策を展開していくこととしています。今後、この計画に沿って、南部地域の都市生活基盤の整備や交通アクセスの向上等を進めていくことが必要です。

様々な要素が共存する地域であるからこそその難しさがありますが、農や自然、住宅、商工業すべてが調和し、それぞれの魅力がさらに増していく姿を目指していくべき地域です。

3 ．現在の国立市のポジションについて

第四期基本構想の成果がどの程度であったのかを客観的に評価するため、人口・土地利用・産業構造・行財政の 4 つの観点について、隣接市や中央線沿線市などと比較することで、現在の国立市のポジション（全体のなかに占める立ち位置）の確認を行いました。特に、隣接市、中央線沿線市の中でも都市の特性が似通っている国分寺市と小金井市との比較にフォーカスを当てて分析を行いました。

（１）人口

国立市の人口について、平成 22 年から平成 26 年の伸び率は 0.22% と低調でした。

近隣市でも、たとえば国分寺市は0.6%、立川市は0.3%と同様に低調でしたが、日野市では1.7%、府中市は1.8%と高い伸び率を示しています。中央線沿線市でも、小金井市は開発が進んだことで3.2%の伸びを示すなどしています。

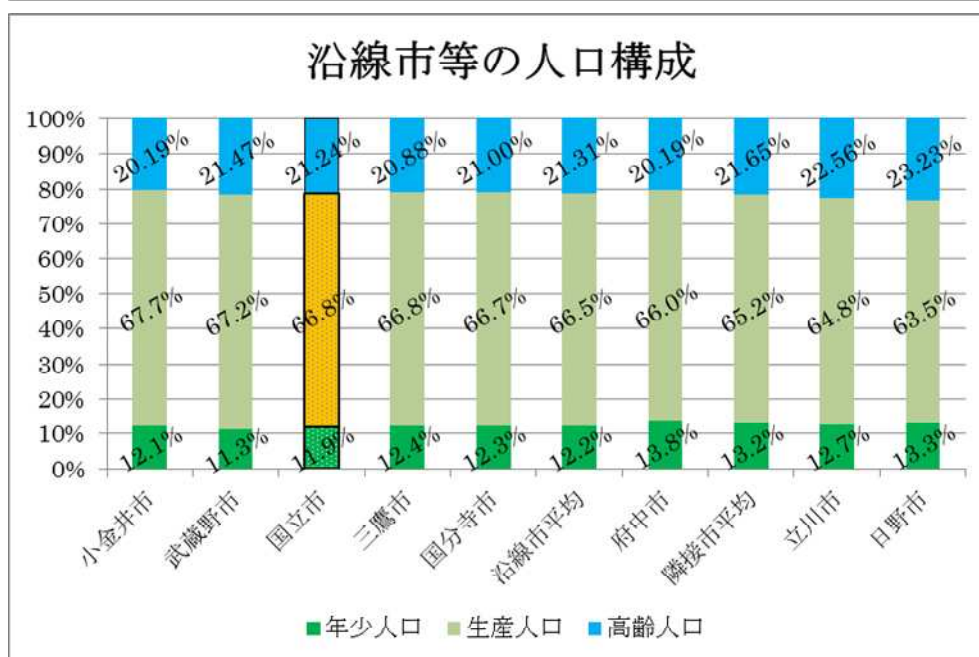
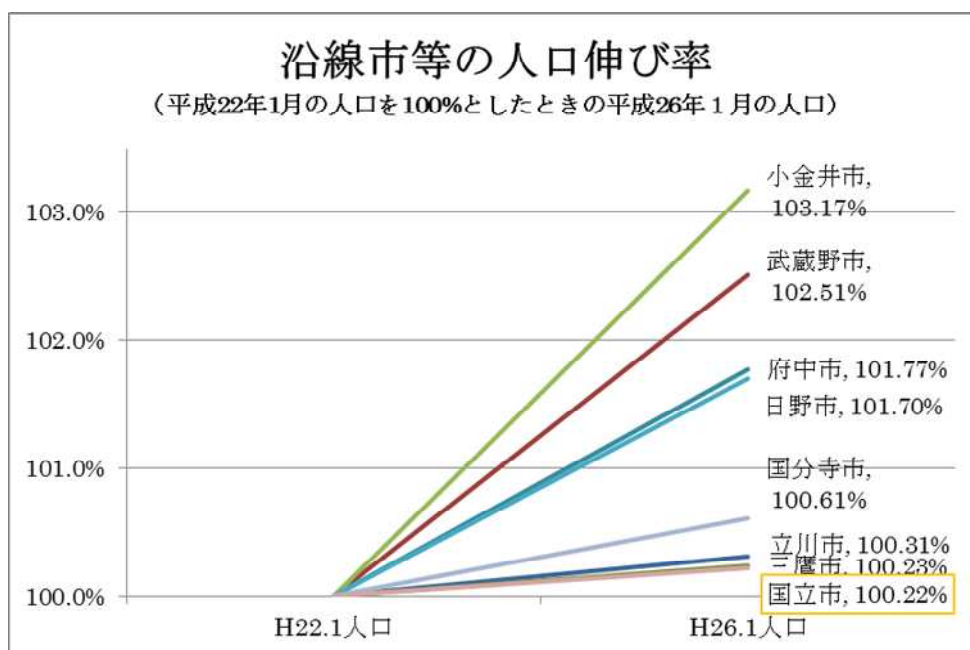
人口構成では、平成26年1月1日時点において国立市の高齢化率21.2%に対して隣接市平均21.7%、沿線市平均21.3%と、ほぼ他市同様の高齢化率です。年少人口の割合は、国立市11.9%に対し、隣接市平均13.2%、沿線市平均12.2%となっており、こちらもほぼ同程度といえます。隣接市、沿線市の中では、日野市の高齢化率（23.2%）、立川市の高齢化率（22.6%）、府中市の年少人口の割合（13.7%）がそれぞれ特徴的です。

今後の予測は難しいところですが、東京都の推計によると、市部全体での高齢化率は平成22年度には20.6%であったものが、平成47年度には31.5%となると推計されています。国立市においては、平成22年度の高齢化率18.9%が、平成47年度には29.3%になる推計となっています。国立市もおおむね市部全体と同様に高齢化が進行していくといえます。

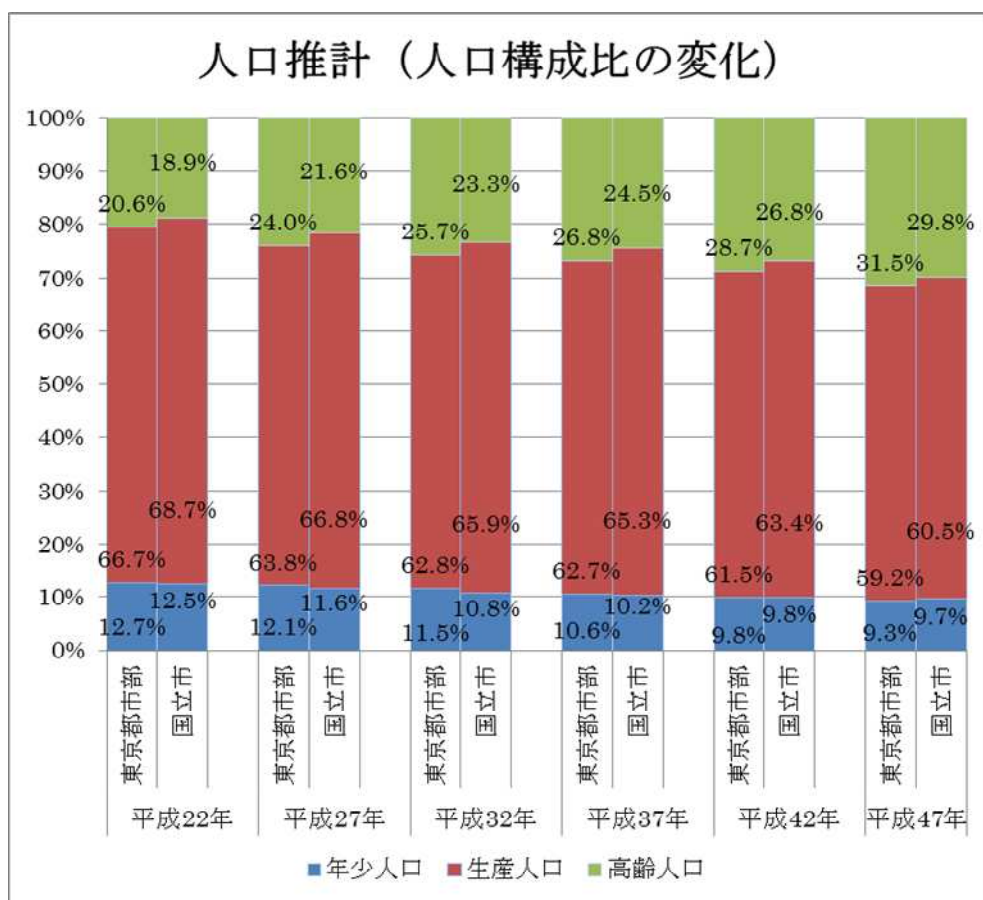
また、同じく東京都の推計では、平成22年に12.7%であった年少人口の割合は、平成47年度には9.3%まで低下すると推計されています。国立市においては平成22年度に12.5%であった年少人口の割合は、9.7%まで低下する推計となっており、市部全体の推計値よりは減少幅は少ないものの、徐々に低下することが見込まれています。

人口の面では、NTT社宅跡地に予定されている大型マンション開発等の影響もあり、数年は社会増が期待できますが、全体としては減少に転じることが推計されています。実績値でも人口の伸び率は非常に低調に推移している状況です。隣接市や沿線市でも全体としては同様の傾向にある一方、小金井市、府中市等は比較的人口の伸びがあることが分かります。

今後の人口動態の変化を予測すれば、政策的に人口を維持、向上させる良好なまちづくり、少子化対策は不可欠です。



出典：東京都総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年1月1日現在)



出典：（東京都）東京都総務局統計部「東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測」
（国立市）政策経営課資料（平成27年1月）

（2）土地利用等

固定資産概要調書をもとにした地目別土地面積を見ると、宅地の割合については、国立市 61.5% に対し、多摩 26 市全体で 40.4% と、多摩平均に対し大きく上回っています。一方、隣接四市平均は 60.0%、沿線市平均 65.0% と、近隣との比較では同程度です。また、市の特徴として南部の自然が挙げられますが、田・畑について同様に見てみると、国立市 7.5% に対し、多摩 26 市全体で 7.9%、隣接四市平均 9.6% と、データ上必ずしも多いわけではないことがわかります。

ただし、このデータ比較は、国立市が面積に比して大きな道路が多く道路の割合が高くなるために、宅地や田・畑の割合が低くなることに留意しなければなりません。

地価については、平成 26（2014）年 1 月 1 日現在の国立市の住宅地平均価格は 311,200 円 / m² であり、多摩 26 市の中では武蔵野市、三鷹市、調布市に次ぐ 4 番目の水準にあります。

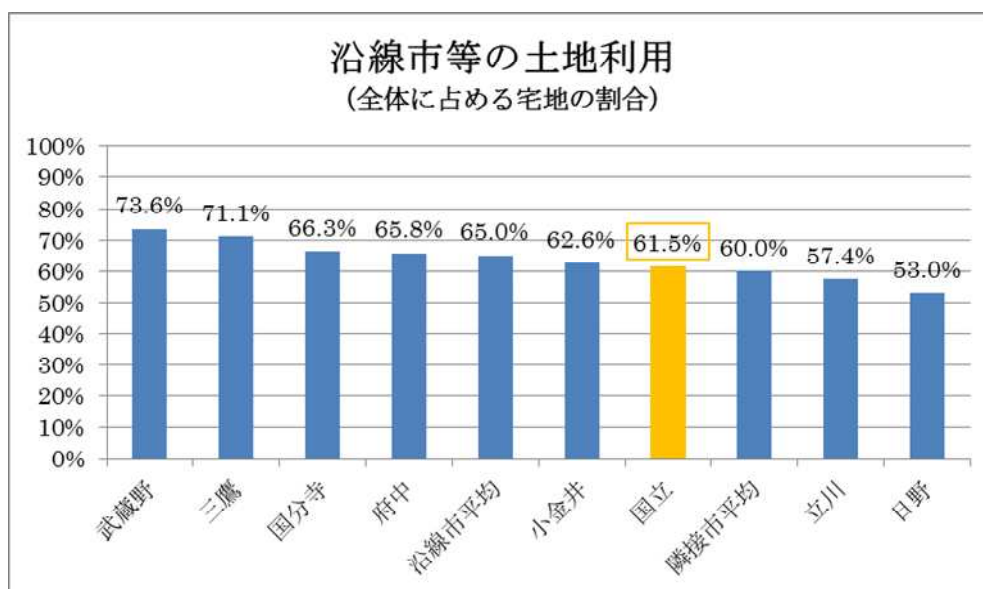
地域別に特徴を見てみると、北部（東・中・西・北地域）については、国立駅周辺地区は周辺の景観に配慮しつつ、国立の玄関口としての賑わいを創出する商業地

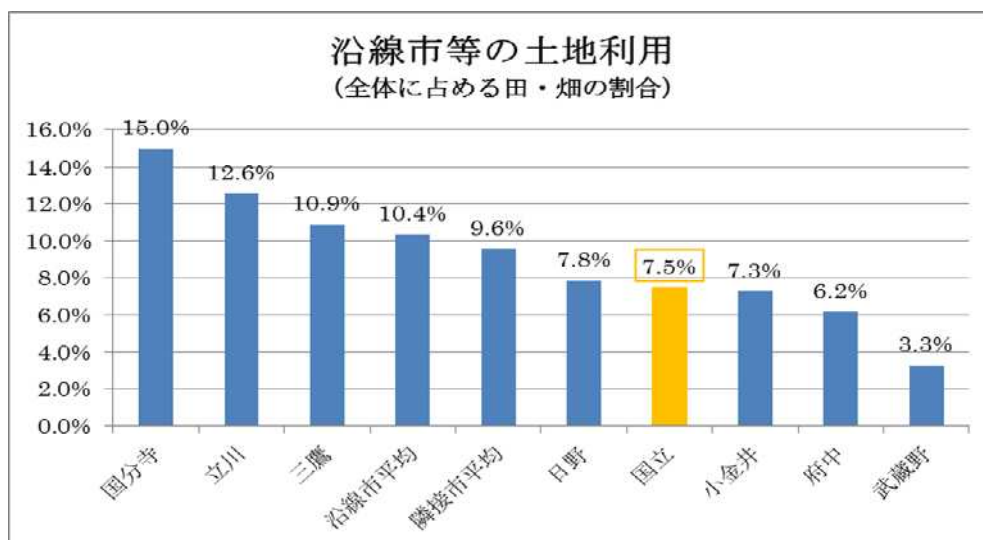
を形成しています。一方で、住宅地は、文教地区にふさわしい街並みが整備され、閑静な住宅街として国立の良好な住環境と景観を形成しており、高いブランド力につながっていると推測され、上記の地価水準が高位となっている一つの要因と考えられます。

中央部（富士見台地域）については、都営矢川北アパートやUR団地等の集合住宅が多く立地し、緑豊かな成熟した良好な住環境を形成しています。また、市役所、福祉会館、芸術小ホール、総合体育館等の公共施設が集中している地域でもあります。

南部（南武線以南地域）については、その多くが第一種低層住居専用地域と準工業地域で構成されています。特に準工業地域については、平成 25 年都市計画現況調査（国土交通省）を見ると、市域に占める準工業地域の割合 16.0%は、多摩 26 市中 2 番目に高い割合であり、そのほぼ全域が南部地域に集中しています。一方で、歴史環境保全地域「谷保の城山」のように国立市の貴重な自然や、農地・用水が残されている地域でもあります。残された貴重な自然や農地を維持保全するとともに、準工業地域への企業誘致を進めることが課題となっています。

土地利用の分析結果から、現在成熟した住環境である富士見台地域について、高齢化が進んでいることが課題であり、都市活力の維持と人口政策の側面からも、富士見台地域の団地再生は不可欠です。また、南部の準工業地域について、付加価値の高い土地利用の誘導も必要です。

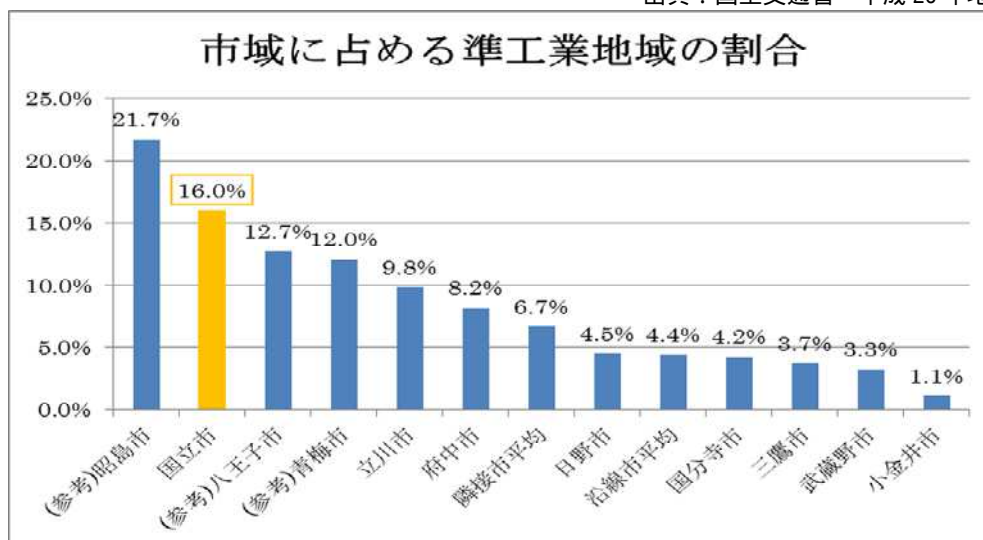




出典：固定資産概要調書



出典：国土交通省「平成 26 年地価公示」



出典：国土交通省「平成 25 年都市計画現況調査」

(3) 行財政

平成 25 年度決算額における市民一人当たりの市税額を比較してみると、国立市の 191.6 千円に対し、多摩全体は 169.3 千円でした。この比較では、国立市の市民一人当たりの市税額は多いといえます。隣接・沿線市との比較では、国立市の 191.6 千円に対し、武蔵野市、立川市は大きく上回っていますが、国分寺市、小金井市、日野市は国立市より低い状況です。府中市・三鷹市については、府中市は 4,300 円、三鷹市は 1,600 円、国立市より多い状況です。小さい差のように見えますが、これに国立市の人口を乗ずると府中市とは 3 億円以上、三鷹市とは 1 億円以上の差がでてくることになります。この差額は、国立市にとって小さなものではありません。市民一人当たりの市税額を経年比較でみると、国立市は、第四期基本構想の初年度である平成 18 年度決算額と比較して、+2.3%の伸びがあります。隣接・沿線市では、立川市と府中市が市税額を伸ばしていますが、その他の市ではマイナスとなっており、特に武蔵野市は 4.8%と大きく低下しています。

市税額の内訳のうち構成比が大きいものとして、個人市民税と法人市民税、固定資産税がありますが、これらについてさらに詳細を見ていくと、国立市の市民一人当たりの個人市民税額は 89.2 千円であり、隣接・沿線市では武蔵野市には劣るものの、三鷹市、国分寺市、小金井市と同程度であり、立川市、日野市には大きく上回っています。経年比較では、国立市は平成 18 年度決算額と比較して 3.8%と減少していることがわかります。隣接・沿線市では武蔵野市、小金井市で国立市以上の減少率ですが、その他の市ではむしろ伸びている状況がみられます。

法人市民税額では、国立市の 9.0 千円に対し、立川市、武蔵野市、府中市には 2 倍以上の差で劣っており、日野市とも差があります。一方、三鷹市は同程度、国分寺市と小金井市には上回っています。経年比較すると、国立市は 15.1%と減少していますが、隣接・沿線市はどこも減少しており、国立市の減少率は小さい部類に入ります。日野市（ 37.4%）や武蔵野市（ 31.6%）、国分寺市（ 29.1%）、立川市（ 23.8%）などが大きく減らしている一方で、府中市（ 4.4%）や小金井市（ 6.4%）は減少率が小さく、三鷹市（ 12.8%）も国立市よりは減少率が低い状況です。

固定資産税額においては、国立市は一人当たりの税額が 71.1 千円であり、武蔵野市、立川市、府中市には劣っていますが、三鷹市とは同程度、国分寺市、日野市、小金井市には上回っている状況です。固定資産税額の経年比較では、国立市は +12.3%と他を引き離して大きく伸ばしています。隣接・沿線市では立川市（ +7.0%）や小金井市（ +6.4%）も伸びがみられ、武蔵野市（ +2.4%）と三鷹市（ +1.9%）がこれを追っている状態ですが、府中市（ +0.1%）、国分寺市（ 0.2%）、日野市（ 0.6%）はほぼ横ばいです。

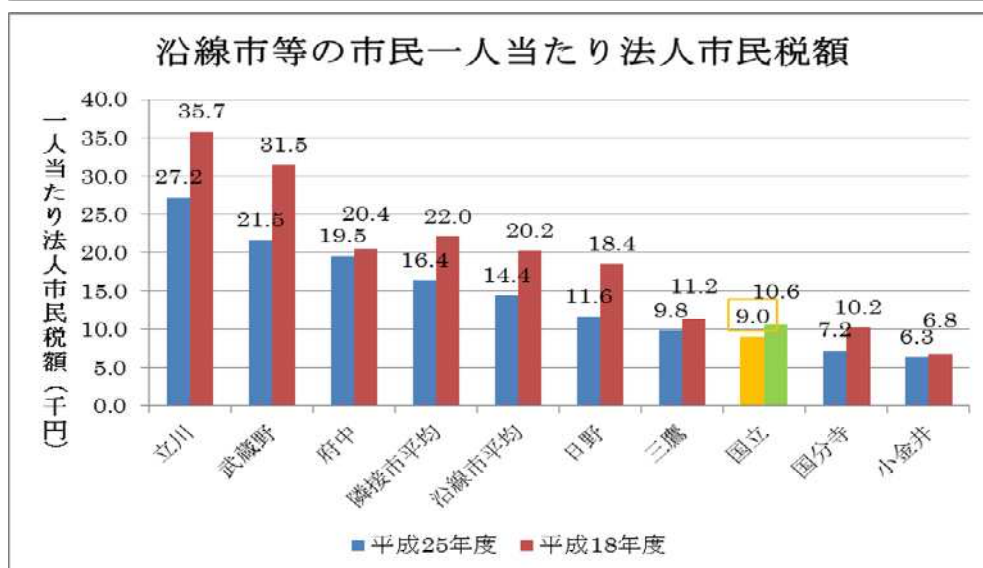
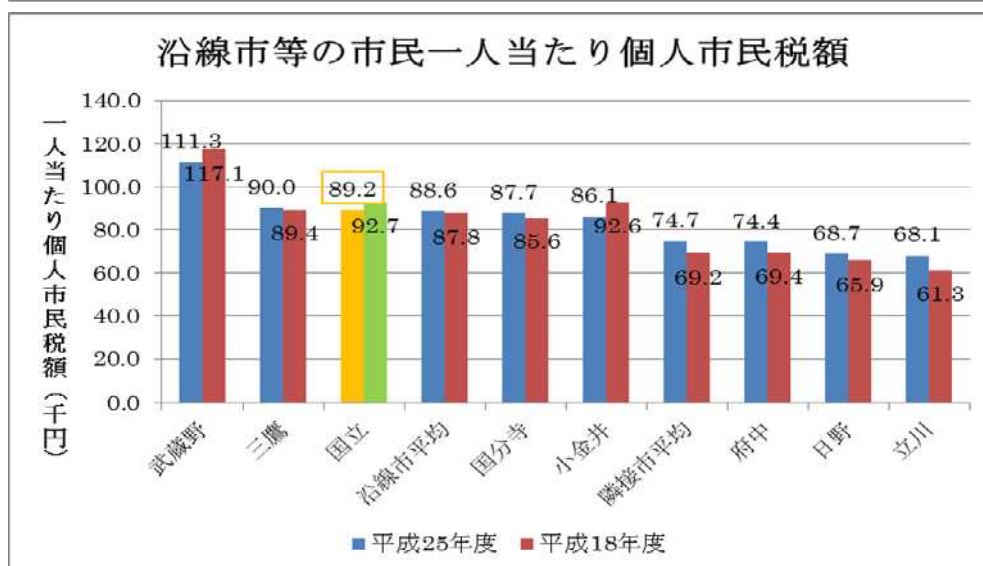
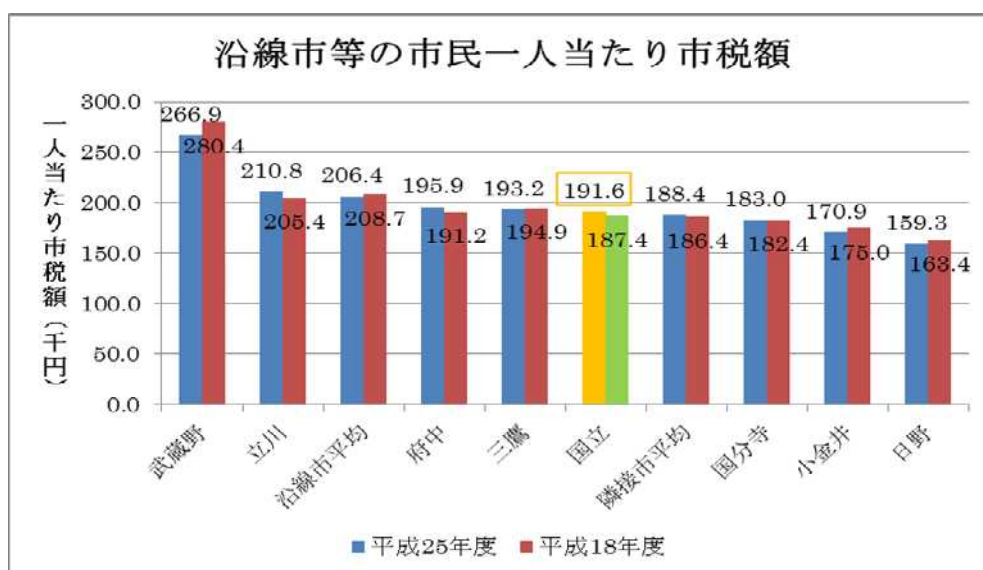
これら歳入の状況からは、国立市と隣接、沿線市を比較すると、市税額については武蔵野市や立川市に大きく劣っているものの、その他の市ではおおむね中程度の位置であるといえます。個人市民税では、武蔵野市を除けば隣接、沿線市でも高い水準となっている一方、法人市民税は、都市の特性が似ている小金井市、国分寺市と同様、かなり少ない状態です。固定資産税も法人市民税よりは幅が小さいもののほぼ同様の傾向があることがわかります。

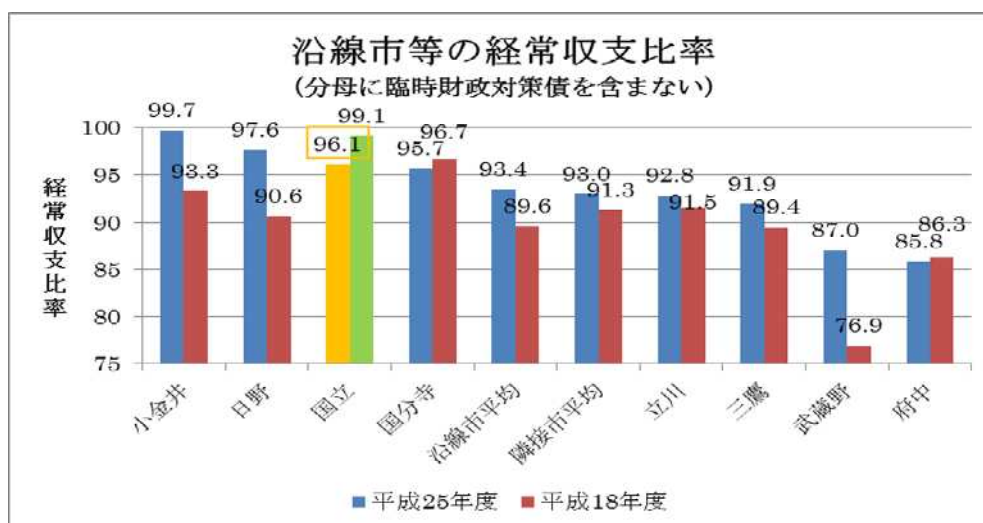
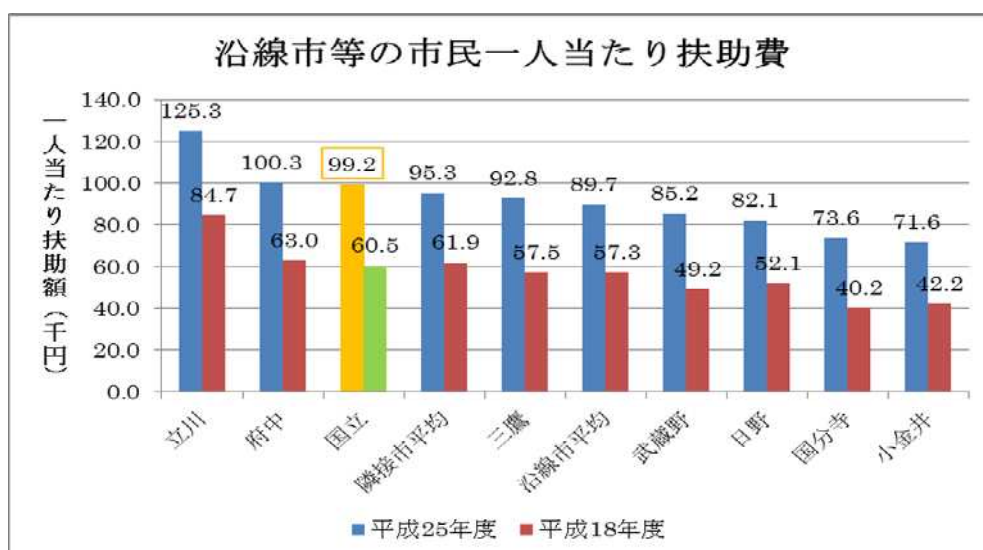
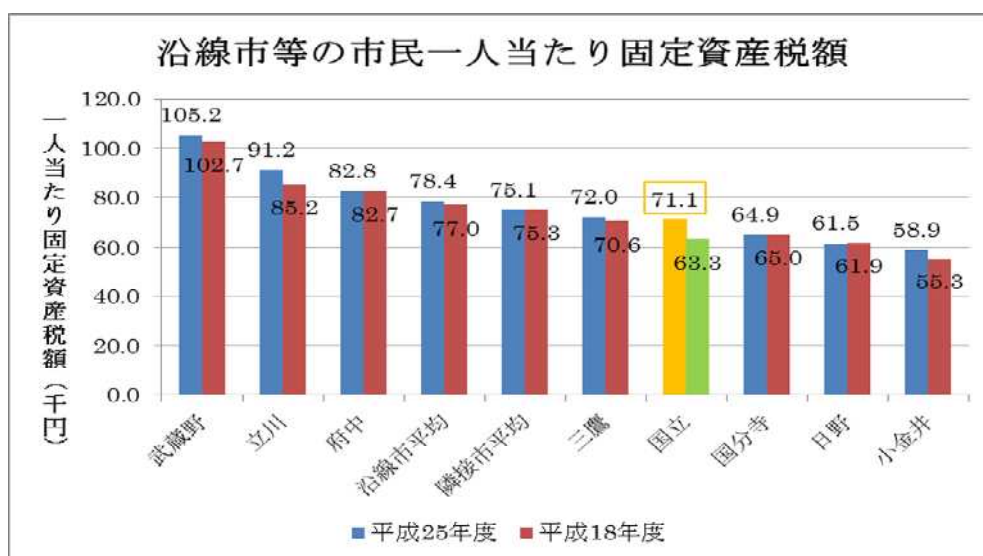
歳入全体の経年変化の分析からは、国立市は個人市民税額の減少を固定資産税額の伸びで補い、また法人市民税額の減少を低く抑えている状況が見取れます。他市との比較では、立川市や府中市との差額はほとんど変化ありませんが、武蔵野市や三鷹市との差は小さくなっています。

市民一人あたりの扶助費は、国立市の 99.2 千円に対し、立川市は 125.3 千円と大きく上回っていますが、府中市とは同程度、三鷹市、武蔵野市、日野市、国分寺市、小金井市は国立よりもかなり少ない状態です。多摩 26 市平均は 97.5 千円であることから、国立市の扶助額は多いといえます。どの市も扶助額全体は増えていることは、高齢化の進展とこの間の不安定な経済情勢によるものと考えられますが、立川市の増加率が +47.9% と平均より小さめであることや、国分寺市が +83.0% と大きく増加していることが特徴的です。

経常収支比率については、分母から臨時財政対策債等を除く計算において、国立市は 96.1 であり、多摩 26 市平均の 97.0 をわずかに下回っています。隣接市や沿線市との比較においては、小金井市、日野市よりは良い値ですが、国分寺市とは同程度、その他の立川市、三鷹市、武蔵野市、府中市と比較するとなお高い水準にあることがわかります。また、経年比較からは、国分寺市や府中市と同様、国立市も指標の改善がみられます。単年度の比較評価のみで安心はできず、今後も継続して財政健全化の取り組みを進めていくことが必要ですが、これまでの取り組みが一定程度効果を上げている証左といえるでしょう。

歳入・歳出等の分析からは、国立市の特徴として市民一人あたりの個人市民税額が多く、また法人市民税額が少ないことが改めて浮き彫りとなりました。ただし、経年変化として市民一人あたりの個人市民税額は多少であるが減少がみられることには注意しなければなりません。その一方で、市民一人あたりの固定資産税額が増えたことや、他市と比較して法人市民税額の減少を抑えられたことは、市がこれまで進めてきた企業誘致等の施策の効果といえることができます。今後は、良好な個人市民税を確保しつつ、法人市民税をさらに増加させていく産業・人口政策、都市戦略が必要です。





出典：東京都総務局行政部「平成25年度 市町村決算状況調査結果」
総務省「平成18年度市町村別決算状況調」

(4) 産業構造

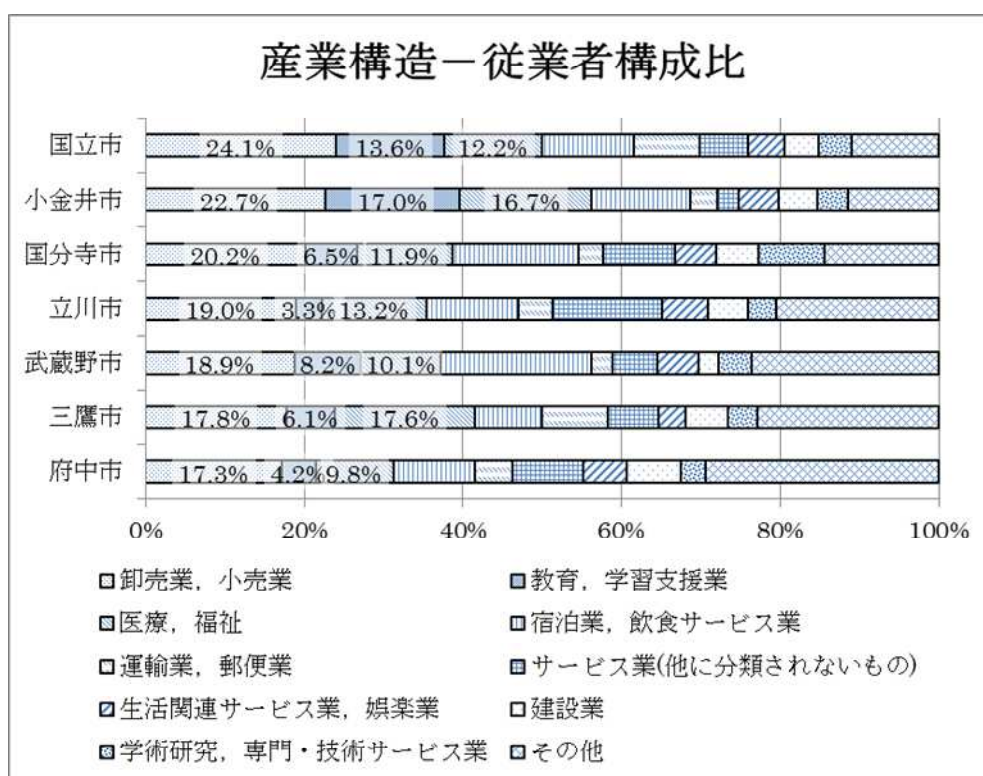
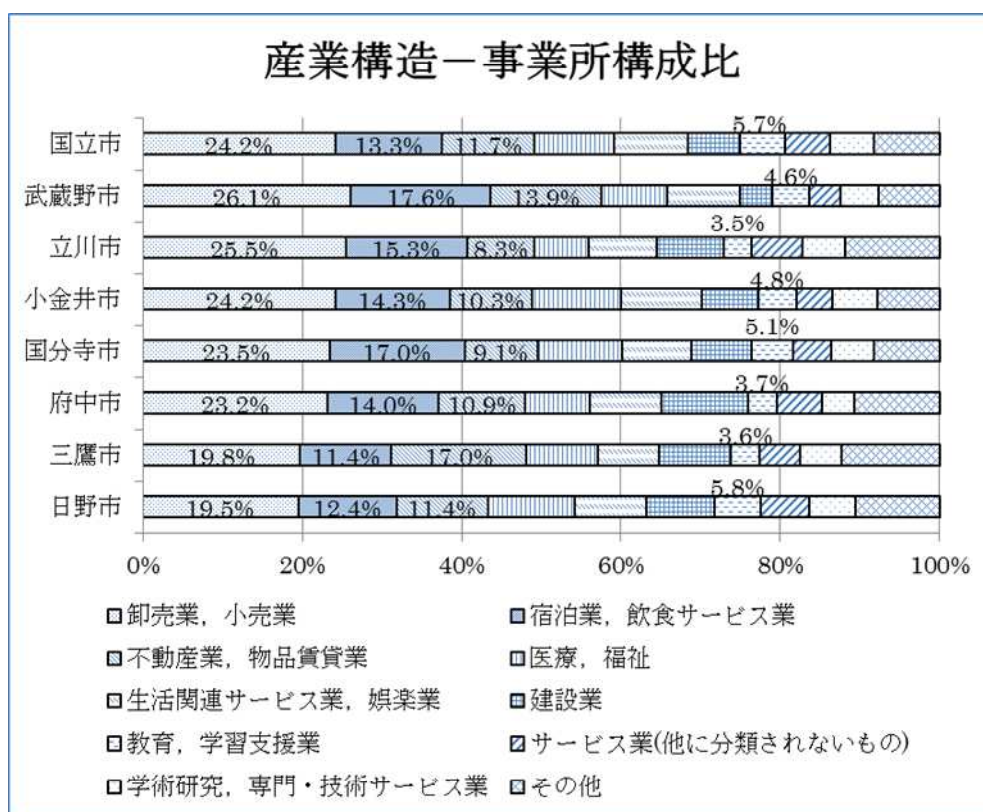
総務省の「経済センサス - 活動調査」によると、国立市の事業所構成比は、卸売業、小売業が 24.2%、宿泊業、飲食サービス業が 13.3%、不動産業、物品賃貸業が 11.7%となっており、上位 3 業種で全体の 49.2%を占めています。これを隣接・沿線市と比較すると、立川市や武蔵野市は卸売業、小売業と宿泊業、飲食サービス業の比率が高く、立川駅前に代表されるような商業都市という特徴があるといえます。不動産業、物品賃貸業においては、三鷹市や武蔵野市で比率が高く、社会増減の多さを反映していると考えられます。一方、国立市も三鷹市や武蔵野市には劣りますが、比較的比率が高く、同じく社会増減の多さの表れとみることができます。

次に従業者構成比についてみると、国立市は、卸売業、小売業の 24.1%に次いで教育、学習支援業が 13.6%、医療、福祉が 12.2%となっており、上位 3 業種で全体の 50.0%を占めています。隣接・沿線市と比較しても、卸売業、小売業の比率は最も高く、教育、学習支援業は小金井市に次いで 2 番目です。特に教育、学習支援業の従業者構成比は、多摩地域全体の中でも小金井市の 17.0%と国立市の 13.6%が突出しており、国立市の産業構造上の特徴といえます。

この 2 つのデータからは、国立市の産業構造は、小金井市と似通っているといえます。

その他、国立市の特徴としては、「婦人・子供服」を扱う事業所数は他市と比較しても多いが、従業者数・販売額・売り場面積は他市平均以下であることから、小さなブティックなどが多い点が挙げられます。また、食料品や医薬品等は、他市との比較で大型店舗が好調という特徴があることが分かります。まちなかには理髪店や美容院等が目立ち、また小さなまちであるにも関わらず楽器店が存在することは、国立の文化性を象徴する特徴です。

こういった特性をさらに活かして、個性ある個店を中心に成長を促していくことが求められます。また、これにより立川や武蔵野と異なる産業構造をつくりあげていく必要があります。



出典：総務省「経済センサス - 活動調査」(平成 24 年 2 月 1 日現在)

(5) まとめ

隣接・沿線市との比較から、人口の面においては、多摩全体の傾向と同様、徐々に横ばいから減少局面に入りつつある状況です。一方で、国立市の地価の高さは、土地の持つ付加価値の高さを示すものに他ならず、市のブランド力が高いことを活かした形の政策を展開していくことが望ましいと考えています。実際に、小金井市や府中市などでは人口増を実現していることを鑑みても、富士見台団地の再生、南部地域の都市生活基盤整備や、景観や良好な住環境を維持しつつそのPRに努める等の施策により、人口維持もしくは増加を目指すことができます。その際、文化施策や教育施策の推進と、個性ある商店の形成等の政策により、まちの付加価値を高めていく必要があります。

財政力の点では、一大商業地でもある立川市や武蔵野市には及ばないものの、産業構造の似ている小金井市や、隣接する国分寺市よりは優位にあることがわかりました。その要因は、おもに市民一人あたりの個人市民税額の多さにあるといえます。一方で、国立市の扶助費は多く、全体として、経常収支比率が小金井市や国分寺市とほぼ同様の状態です。経年変化の分析からは、特徴である個人市民税額が減少していることに留意する必要がありますが、市民一人当たりの市税額全体では、武蔵野市や三鷹市との差が縮まったことがわかりました。引き続き良好な個人市民税額の確保に努めつつ、法人市民税額の伸びを促すべく、企業誘致や産業振興などの施策をさらに推進することが必要です。

土地利用の面では、文教地区指定を受けた北部の閑静な住宅街は、良好な住環境と景観を形成しており、地価のデータからも分かるように、高いブランドイメージにつながっています。また、中央部は近隣では日野市のUR多摩平団地が建替えにより地域の価値を高める取り組みを行っているように、今後の団地の再整備の際には、住宅地としての環境を維持しつつも、新たな機能を付加させた新しい住環境の形成に官民一体となって取り組み、文教都市くにたちのまちの価値をさらに高めていく可能性をもった地域です。南部については、都市計画道路3・3・2号線の整備が進められており交通体系が整いつつあります。国立市と他市を結ぶ玄関口となる中央道国立府中インターのメリットとあわせ、地域の特色に配慮し地域経済の活性化と雇用の拡大に寄与する企業を誘致することにより、市と企業が協力してまちを育んでいく必要があります。そうした地域の価値を高めることが、その次の企業を呼び込むことにもつながり、将来にわたって活力ある地域となっていくでしょう。

また、産業構造の分析から、国立市の特徴であることが確認された教育・学習支援業、卸売業・小売業の振興も、効果が高いことが見込まれます。

総じて、国立市のポジションは、隣接・沿線市との比較においては中位であると

考えられます。市民がまちでそれぞれの夢を実現していくことができるように、そのベースとなる持続的な都市の発展を成し遂げていくことが求められており、今後は、持てる経営資源を効率的に活用し、戦略的なまちづくりを進めていくことが求められています。ソフト政策として教育・文化政策の充実と、ハード・ソフト両面の政策として富士見台地域の団地再生を軸として、超高齢・少子社会の諸課題を乗り越え、都市としての持続的発展を図るべきであり、またそれが実現可能な位置にいと分析できます。

．第 5 期基本構想のあり方について

1 ．第 5 期基本構想における課題整理

「 ．第 4 期基本構想の評価と課題 」、「 ．社会経済情勢の把握と未来予測 」でみてきた主な状況を整理すると、まず第 5 期基本構想における策定上の技術的課題は以下の 2 点に整理されます。

- 総合基本計画における基本構想の位置づけの明確化
- 行政評価の継続と、基本計画・実施計画連動のための更なる工夫

また、社会全体の情勢変化や市内の主な変化により、内容面において課題として認識すべき重要なものは、以下のものが挙げられます。

- 社会全体の情勢変化による課題
 - 人口減少社会・超高齢社会への対応
 - 公共施設等の更新（インフラを含めたストックマネジメント）
 - 安全・安心に関する意識の高まりへの対応
 - 地域コミュニティの再構築
- 市内の主な変化による課題（今後 10 年程度の間に予想されるもの）
 - 中央線連続立体交差事業終了に伴う国立駅周辺の整備進展と鉄道により分断されていたまちの融合・活性化
 - 富士見台地域のまちづくり
 - 市内の農地・自然環境の減少
- 国立市のポジショニング分析から把握された課題
 - 富士見台地域の団地再生と南部地域の土地利用の誘導
 - まちの付加価値を向上させる教育・文化施策の充実

この他、市に影響を与える注目すべき変化として、以下について触れてきました。

- 東京都施行優先整備路線・都市計画道路 3・3・2 号線及び 3・4・5 号線の進捗
- 甲州街道、さくら通りの歩道拡幅（車線減線）等の工事
- 「城山さとのいえ」「（仮称）矢川プラス」の整備と活用

以上のような課題や情勢の変化を捉え、それに的確に対応できるような基本構想の策定が求められている状況です。さらには、重要な課題として掲げたものについて、積極的に対策を行うことによって、まちの付加価値を高めていく行政運営を志していくべきです。とりわけ、富士見台地域のまちづくりは、今後の国立市全体の姿を左右するものであることから、第 5 期基本構想の最重要課題として位置づけて取り組んで

いくことが必要です。

その一方で、人口減少社会・超高齢社会の進展による扶助費の増大や公共施設等の更新対応等による大きな財政負担など、これまで挙げてきた諸課題から、市の財政的な制約はさらに強くなることに留意しなければなりません。不断の財政健全化の努力を行い、これらの財政的制約をできるだけ外していく必要があります。基本構想の策定にあたっては、財政的制約を無視できず、また、だからこそ戦略的な行政運営を志向していくことが必要です。

2 . 基本構想の各構成要素に関する検討

全体として上述のような課題があることを踏まえつつ、実際の策定に向けて、基本構想の構成要素について、個別具体的な検討の結論を以下に示します。

(1) まちづくりの理念

第一期基本構想から引き継がれてきた「人間を大切にする」という理念について、第四期基本構想では、「はじめに」と「まちの将来像」の前文において基本理念であることがふれられています。くにたちというまちのもっとも重要な資源は、そこに集まる市民であることは、40 年前も今も変わりありません。第 5 期基本構想においても、同様にまちづくりの基本理念として掲げることが望ましいと考えています。その際、文章のなかで触れていくよりも、項目として明示し位置づけたほうがよりわかりやすい体系となると考えられます。

(2) 市民像・都市像

市民像については、第一期基本構想では

- ◇ 「わがまちを愛し、人間同志の連帯を深める市民」
- ◇ 「わがまちの発展と平和のために、みずからが努力する市民」
- ◇ 「わがまちと、日本の民主化に努め、世界の平和に役立とうとする市民」
- ◇ 「他人の生活と意見を大切にし、差別や不正をゆるさない市民」
- ◇ 「自然を愛し、自然に学び自然とともに発展する市民」

と、5 つにわけて記述されていました。これを第二期基本構想では

- ◇ 「自然を愛し、自然に学び、自然とともにある市民」
- ◇ 「まちを愛し、豊かな文化と活力のあるまちの発展に努力する市民」
- ◇ 「人間を愛し、広く社会の平和を求め、互いの生活を尊重する市民」

の 3 つに整理し、第三期基本構想も、おおむねこれを引き継いだものを市民像として設定しました。第四期基本構想では、市民像の定義はなくなりましたが、第三期基本構想までの市民像を踏まえて「将来像」の文章の中に、それを組み込んだ内容となっています。

現在、当市には市民憲章や自治基本条例がなく、これまで基本構想に記載してき

た市民像がその役割を担ってきた歴史的経緯を踏まえれば、第5期基本構想においても市民像を示していくことが必要です。その際、理念として扱うことやその性格についても併せて記載しておくことが望ましいと考えています。

一方、「都市像」は、第一期基本構想にて「文教都市くにたち」と掲げ、以来第二期、第三期基本構想でもそれを引き継いできました。第四期基本構想では「将来像」の前文で「文教都市くにたち」に触れているほか、3つの文章のなかに入れ込む形となりました。

都市像についても、市民像同様に構想期間で大きく変化するものではないことから、引き続き「文教都市くにたち」を掲げていくべきです。また、時代環境の変化を背景とした現代における「文教都市くにたち」とはなにかを基本構想において示すことの重要性も鑑み、第5期基本構想では項目立てして、その定義を説明すべきであると判断しました。

(3) まちづくりの目標

第四期基本構想の課題の一つとして、3つの「将来像」が理念的・抽象的に過ぎたという点がありました。このことを踏まえ、第5期基本構想では、「目標」という言葉に再度整理し直し、構想期間中に実現を図る必要のある具体的な姿を描き出すべきであると考えています。その際、第四期基本構想では「将来像」として3つの文章であらわされていたものを、1つのキャッチフレーズおよびその説明に統一することで、わかりやすく、活用しやすい基本構想を実現できると考えています。

(4) 市民と行政の連携・協働によるまちづくりの推進

基本構想の策定において、市民と行政が連携・協働していく体制が欠かせないものであることは、基本構想の性格から当然のことです。

また、その実現にむけては、行政だけでは解決できないまちの諸課題の解決のため、市民と議会・行政の連携体制が不可欠です。

国立市は市民自らが作り上げ、守り育ててきた文化のあるまちです。この文化の根源は、市民がまちに抱く愛着にほかならず、まちへの愛着は市民自らがまちづくりに取り組む中で形成されてきたという相互関係を有しています。

この特性を踏まえれば、市民が自らまちづくりに取り組み、行政が責任と主体性をもって事業をすすめ、議会が行政のチェック機能と行政と市民の橋渡しを行って各々の役割を果たしながら、相互に連携・協働して新しいまちづくりを創造していくことが不可欠です。

この連携・協働体制の確立にむけては、行政として仕組みづくりを行っていくことが求められています。市民のまちづくりへの関わりは、「協働」「参画」「参加」など様々ですが、個人の意思と各々の課題に応じて多様な関わり方ができる仕組みを

構築することで、多くの市民がまちづくりに関わり、まちへの愛着を形成し、まちの文化を育てていけるよう、取り組んでいくことが必要と考えられます。

(5) 将来人口

これまで将来人口は、1平方キロメートルあたり1万人程度が望ましいとされ、「8万人」としてきた経過があります。これに対し、平成27年3月1日現在の市の人口は74,437人であり、少子高齢化の影響から今後は減少していくことが推計されている状況です。

市の人口は、市の活力に直結する要素です。とりわけ、国立市においても人口減少の局面が目前であることを考えれば、人口減少を座視するわけにはいかず、これまで以上に重要視していくべき要素といえます。また、これまで計画には明示してきませんでしたが、人口構成についても同様に重要であり、高齢者人口が増加すると見込まれる中、いかにして生産年齢人口と年少人口を増やすかが求められています。

具体的な目標は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき今後作成が求められる「地方人口ビジョン」作成の枠組みに沿って、今後検討していくことになります。

また、目標達成のための人口増加策については、大きく分けて、市のブランド力強化や子育て施策の推進、PRなどにより、特に子育て世代の転入を促す社会増を図る方策と、市内で安心して子育てができる環境整備を図り、出生率の向上を実現することで自然増を図る方策の2つが考えられます。その詳細は、同様に「まち・ひと・しごと創生法」に基づき作成していく地方版総合戦略の検討の中で具体化することとなるでしょう。

(6) 土地利用

国立市は8.15 km²の小さな市域の中にも地域ごとの特色があります。第四期基本構想において、土地利用についてはあいまいな記述となっている一方、第二期、第三期基本構想では市内は北地域、東・中・西地域、富士見台地域、南部地域の4つの地域から成り立ち異なった立地条件と環境を持っているとしていました。そのため画一的に扱えないが、文教都市くにたちのイメージを共通の認識とする均衡ある発展を目指した土地利用を進めるとなっています。

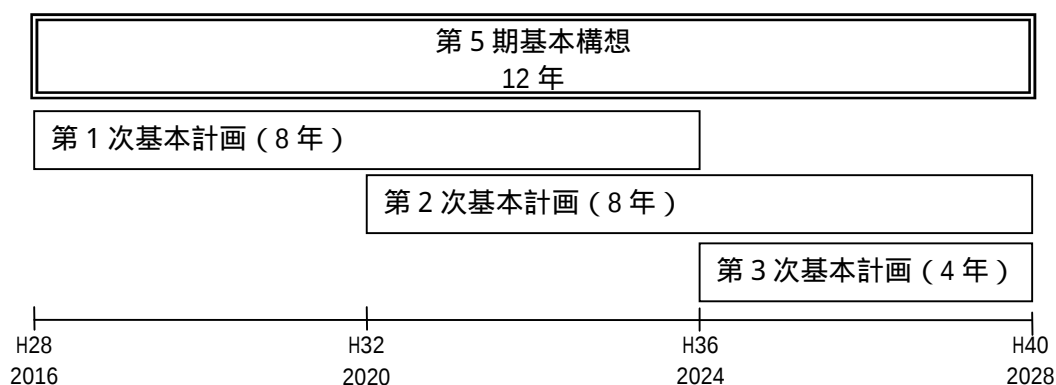
第5期基本構想においては、第二期、第三期基本構想のように地区ごとの特徴に触れることは必要と思われます。ただし、第二期、第三期基本構想での記述とは逆に文教都市くにたちの都市像を目指した土地利用をすることを共通認識としつつも、各地域の土地利用の姿を描く記述にしていくことが好ましいと考えています。各地域の特色を生かしたまちづくりを目指し、かつすべての地域が全体として1つにまとまる姿を描き出すことで、明快で活用しやすい構想とすることが期待できます。

(7) 計画期間

国立市の基本構想は、第一期から第四期まで 10 年間の期間と定めてきました。これは、昭和 44 年、当時の自治省通知「基本構想の策定要領について」で示された計画期間であることに由来します。しかしながら、10 年という基本構想期間の弊害として、実際の行政運営にあたる市長任期との齟齬が指摘されてきました。国立市においても、特に第四期基本構想第二次基本計画にて、計画の始期とほぼ時を同じくして首長が交代し、そのことも一因となって計画が機能しにくかったという課題がありました。

このことを踏まえ、第 5 期基本構想では、その計画期間を 4 の倍数としていくことが望まれます。国立市においては、第 5 期基本構想から期間を 4 の倍数とすることで、首長選挙から約 1 年で次の基本計画や基本構想を策定するということになり、最適なサイクルとなります。

検討委員会としては、構想の長期性を見通しの可否、基本計画の実用性を考慮した結果、基本構想 12 年、基本計画 8 年とし、基本計画は 4 年ごとに見直しを行うこととするのが妥当と判断しているところです。



(8) 基本施策の体系

基本施策の体系として、第四期基本構想では、「ひとを育てる、守る」「ひとが生きる、暮らす」「まちをつかう」「まちをつくる」の 4 つの言葉を用いて整理しました。この整理は、ともすれば縦割りになりがちである行政の各分野に対し、分野をまたがった横串を通すような整理でした。

行政内部での連携や、分野をまたがった施策展開は非常に重要なことではある一方、基本構想から基本計画に落とし込みをするときに、行政側に混乱が生じた点は無視できません。

このことから、第 5 期基本構想においては、基本施策の体系として以下のように分野別にすべきと判断しました。なお、各施策の名称（第四期基本構想を例にとる

と「子育て・子育てのしやすい環境づくり」など)については、基本構想審議委員会にて議論をしていただきたいと考えています。

1. 子育て・教育	: 義務教育や子育て支援など
2. 保健・福祉	: 健康・医療や福祉など
3. 生涯学習・文化・スポーツ	: 生涯学習や文化・芸術・歴史遺産、スポーツなど
4. 地域・安全	: 防災・防犯・コミュニティなど
5. 環境	: 環境保全やごみ処理など
6. 都市基盤	: 道路・交通・市街地整備・景観など
7. 産業	: 観光・商工業・農業など
8. 自治体経営	: 行財政運営・公共施設マネジメントなど

(9) 重点施策

基本構想は、全ての行政計画の最上位として位置づけていることから、施策体系のなかで市の担う行政分野全てを網羅できるようにすることが必要です。しかしながら、行政のおかれる経済的情勢が厳しくなっていく見込みであることをふまえると「あれもこれも」の総花的な計画から「選択と集中」の戦略的な行政運営への転換が求められています。このため、基本施策の体系を整理するほか、予算を重点的に配分し、施策効果を高めていくことを目指す事業を明確にするために、重点施策について検討を行いました。なお、ここでいう重点施策とは、分野をまたいで重点的・優先的に推進する事業群のことを指します。

この際、本検討委員会に先立って行われた「20年後のくにたち」検討プロジェクトの報告書が参考になります。このプロジェクトチーム報告書では、20年後も持続可能な行政運営を行い、「選ばれる」まちとして存在していくためのビジョンとして「知のまち、歩むまち、育むまち 文教都市くにたち」を設定しています。その実現に向けて今後重点的に取り組むべき分野として「教育」「子育て」「景観」「交流人口増」「コミュニティ」「行政」の6分野を挙げ、以下のように柱立てをしました。

ビジョン：「知のまち、歩むまち、育むまち 文教都市くにたち」

1. 「学びの都・くにたち」の樹立 ～知識を吸いこみ、文化を浴びるまち～【教育】
2. まちとともに輝く子を育てる ～品よく・賢く・元気よく～【子育て】
3. 都市と自然が融合するまち並み ～春夏秋冬表情が変わるまち～【景観】
4. 地域資源を活かした交流人口の増加 ～まち歩きの名所にたち～【交流人口増】
5. 世代と立場を超えて育ちあうまち ～顔の見える地域社会～【コミュニティ】
6. 新しい行政サービス ～考え、行動する市役所～【行政】

この内容や、今まで整理してきた国立市の課題や社会情勢を踏まえ、検討委員会

としては以下の3つを重点施策とすべきと判断しました。

- (1) 次世代育成 (義務教育・子育て支援)
- (2) ブランド力の強化・発信 (文化・芸術活動、観光、環境保全、景観、水とみどり) (広報を含む)
- (3) 安全・安心のまちづくり (健康・医療、高齢者福祉、地域コミュニティ、防災、防犯)

【次世代育成】

少子高齢社会においては税収の減少、社会保障費の増加により、将来的に市の財政構造が今後大きく変化していくことは避けられません。現状では約 3.3 人の生産年齢人口で高齢者 1 人を支えています。平成 52 年 (2040 年) 頃には 2 人を切る見込みです。今後、どこの自治体も生産年齢人口の確保、定住人口の増加 (維持) を目的とした施策を打ってくることは明かです。そこに都市間の競争が生まれます。都市が政策を競い合う中で、切磋琢磨が生まれ、各々の都市の魅力が高まり、ひいては国全体の利益につながるでしょう。人口減少社会における都市間競争は、人口を軸とした展開となっていくと思いますが、これを人口減少社会に対応した社会構造への変化、子どもを生み育てやすい社会構造への変化へとつなげられれば、国全体として成熟社会へと変革していくことになると考えられます。国立市においても、安定した財政運営を行っていくため、また増え続ける高齢者を支えていくためにも、そのベースとなる次世代の育成が必要となります。

妊娠期から就学前にかけての子育て世帯を対象とする支援を充実させ、教育水準を高め、教育環境の充実を図っていくことで、子育て世代に選ばれる都市となるべく、そこにターゲットを絞ったまちづくりをしていく必要があります。

【ブランド力の強化・発信】

ブランド力の強化とは、国立市そのものの都市としての相対的な価値や魅力を向上させることです。急激な社会構造の変化や時代潮流の中で、活力ある都市として持続的に発展していくためには、他の都市と比べてより良好な「都市の魅力」＝ブランド力が必要となります。

市政世論調査による「国立らしさ」の回答には「学校が多くある」「教育水準が高い」「閑静な高級住宅街」「文化的」「緑豊か」「景観が優れている」「治安がいい」「繁華街がない」「住民意識が高い」が挙げられています。このような市内部の評価に加え、他市他府県に住む人々が感じる国立市の魅力といった外部からの評価をあわせて、ブランド力の強化へと結びつけることによって「行ってみたい」「住んでみたい」といった意識や行動を喚起することへと結びついていくと考えています。

このことは結果として、市民にとっても自分の住む街への愛着や誇り、いわゆるシビックプライドの醸成へとつながり「住み続けたいまち」への想いとつながっていきます。そして外部に対しては、年齢、性別、職業別、勤務地、勤務形態、家族構成などのマーケティングの観点を取り入れ、戦略的にターゲットを絞って発信することにより、国立市への接触機会の増加（情報交流人口・交流人口）を増やすことで、定住人口の増加へとつなげることができると考えています。

【安全・安心のまちづくり】

第 5 期基本構想の策定にあたり、市政世論調査、各種懇談会、市民ワークショップを実施しました。それらの中で唯一共通していたと言って良いであろう特徴が「安全・安心のまちづくり」への強い想いです。

阪神淡路大震災から 20 年が経ち、東日本大震災から 4 年が経とうとする今日、日々高まっているといわれる首都直下地震に対する備えや、犯罪の少ない治安の良いまちに住みたいという市民の想いです。

安全・安心なまちであってこそ、住みたい、住み続けたいまちが実現していきます。安全なまちであるからこそ、まちに活気を与える若者が住みたいと思うまちであり、安心して子を育てる環境があり、高齢者にとっては医療と福祉の連携、地域包括ケアが機能していればこそ終の棲家として安心して老後を送ることができます。社会情勢が不安定な現代において「安全・安心のまちづくり」が市民の強い思いとして挙がってくることはある意味必然であり、「市民の生命と財産を守る」ことは自治体の本旨の 1 つでもあります。

なお、重点施策の名称についても、基本構想審議委員会において議論のうえで決定していただくことが妥当であると考えています。

3 . 留意すべき事項

(1) 「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

基本構想の策定にあたり、その動向を注視すべきものとして、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（通称、地方版総合戦略）があります。これは、平成 26 年 11 月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」において市町村に作成の努力義務が課されたものです。

法の目的は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるため、地域社会の形成とそれを担う人材の確保及び就業機会の創出（まち・ひと・しごと創生）を行うことと定められています。これに基づき、地方版総合戦略では、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標および市町村が講ずべき施策に関する基本的方向を記載するものです。

また、この戦略作成の基礎データとして、人口の現状や将来展望を客観的データ等に基づいて示す「地方人口ビジョン」を作成するように求められています。

この地方版総合戦略と地方人口ビジョンは、どちらも平成27年度中に作成すべきとされていますが、その内容については、人口減少への対応に特化し、また目標値の設定が必須であるという特徴があるものの、総合基本計画（基本構想・基本計画）にて描くべき内容と非常に近いものがあります。

国立市においては、次期総合基本計画の策定期間と、地方版総合戦略等の作成時期が重なっていることから、これらを兼ねるような形で作成していくことが望ましいと判断しました。

ついては、基本構想において、詳細な人口推計及び人口展望を記載し、また人口減少対策として、特に少子化対策の方向性を打ち出すことが必要であり、それをうけて基本計画では対応する施策の目標値を定めていくことが求められます。

4 . 第 5 期基本構想の目次構成案

ここまでの検討内容を含め、検討委員会として提案する第 5 期基本構想の目次構成案は以下のとおりです。

はじめに（市長による巻頭言）

序 . 基本構想の策定にあたって（総合基本計画全体の序論として整理）

- 1 . 策定の背景
（策定の必要性などに言及。）
- 2 . 構想の意義・目的
（基本構想の位置づけや意義を明示する。）
- 3 . 国立市のなりたち・特性
（市政の運営に当たり踏まえるべき内容を整理。）
- 4 . 社会経済情勢の展望
（策定に当たり踏まえるべき現状と将来展望を示し、時代背景を明確にする。）

. まちづくりの基本理念

- 1 . 「人間を大切にする」
- 2 . 「市民像」(理念として扱うことやその性格についても記載)
- 3 . 「都市像」(「文教都市くにたち」及びその定義)

. まちづくりの目標

- 1 . まちづくりの目標
（計画期間中の目標について、キャッチフレーズとその説明という形で示す。）
- 2 . 市民と行政の連携・協働によるまちづくりの推進
（構想実現に向けた市民と行政の連携・協働の考え方を示す。）
- 3 . 将来人口の設定
（人口の推移・成行推計・期間中の計画人口とその根拠を示す。）
- 4 . 土地利用
（市全体の方向性に加え、北地域、東・中・西地域、富士見台地域、南部地域の 4 つの地域の土地利用の方向性を示す。富士見台地域の重要性に触れる。）
- 5 . 計画期間（計画期間の考え方を示す）

. まちづくりの政策（市政の携わる分野を網羅的・体系的に整理する）

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1 . 子育て・教育 | : 義務教育や子育て支援など |
| 2 . 保健・福祉 | : 健康・医療や福祉など |
| 3 . 生涯学習・文化・スポーツ | : 生涯学習や文化・芸術・歴史遺産、スポーツなど |
| 4 . 地域・安全 | : 防災・防犯・コミュニティなど |
| 5 . 環境 | : 環境保全やごみ処理など |
| 6 . 都市基盤 | : 道路・交通・市街地整備・景観など |
| 7 . 産業 | : 観光・商工業・農業など |
| 8 . 自治体経営 | : 行財政運営・公共施設マネジメントなど |
- 重点施策については、原則基本計画において記載する。

おわりに

本報告書は、市政運営の基本的方針であり、市政の最高理念である第5期基本構想の策定に向けて、庁内の調査・検討結果をとりまとめたものです。

第5期基本構想の策定に際しては、市の若手職員により「『20年後のくにたち』検討プロジェクトチーム報告書」及び無作為抽出の市民によるワークショップにより「市への提言」を作成しました。検討委員会ではどちらについても思いをくみ取りながら、国立市としてどう理想を掲げるか、どのように実現していくか、主体性と責任感をもった議論をしてきました。

この報告書が、今後設置される基本構想審議委員会での議論の一助となり、審議委員会の幅広い識見をもって、国立市の新しく明るい希望となるビジョンが策定されることを期待するものです。

《参考資料》

国立市基本構想検討委員会 会議日程

	日時	議題
第1回	平成 26 年 7 月 16 日 (水) 午前 9 時～午前 11 時	◆ 検討委員会の任務 ◆ 今後の進め方
第2回	平成 26 年 8 月 18 日 (月) 午前 9 時～午前 11 時	◆ 社会経済情勢の把握・分析 ◆ 全市的な現状と課題の把握・分析
第3回	平成 26 年 9 月 30 日 (火) 午前 9 時～午前 11 時	◆ 世論調査結果の確認
第4回	平成 26 年 10 月 14 日 (火) 午前 9 時～午前 11 時	◆ 現構想の評価 ◆ 他市の総合計画等状況の整理
第5回	平成 26 年 11 月 18 日 (火) 午前 9 時～午前 11 時	◆ 計画期間・目次構成の検討 ◆ 各懇談会の状況確認
第6回	平成 26 年 12 月 24 日 (水) 午前 9 時～午前 11 時	◆ 経済センサス活動調査の分析 ◆ 各懇談会の状況確認 ◆ 市民ワークショップ提言の確認 ◆ 分野別の現状と課題の把握・分析
第7回	平成 27 年 1 月 20 日 (火) 午前 9 時～午前 11 時	◆ SWOT 分析の確認・検討 ◆ 主要施策の検討
第8回	平成 27 年 2 月 6 日 (金) 午前 10 時 10 分～午前 12 時	◆ 報告書案の検討
第9回	平成 27 年 2 月 17 日 (火) 午前 9 時～午前 10 時	◆ 報告書案の検討

国立市基本構想検討委員会 委員名簿

委 員 長	副 市 長	永 見 理 夫
副 委 員 長	教 育 長	是 松 昭 一
委 員	政 策 経 営 部 長	薄 井 敏 男
委 員	行 政 管 理 部 長	高 橋 一 成
委 員	健 康 福 祉 部 長	雨 宮 和 人
委 員	子 ど も 家 庭 部 長	馬 橋 利 行
委 員	生 活 環 境 部 長	加 藤 登 志 雄
委 員	都 市 整 備 部 長	佐 々 木 一 郎
委 員	まちづくり推進本部長	門 倉 俊 明
委 員	会 計 管 理 者	山 田 英 夫
委 員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
委 員	議 会 事 務 局 長	内 藤 哲 也
委 員	監査委員事務局長	林 晴 子

